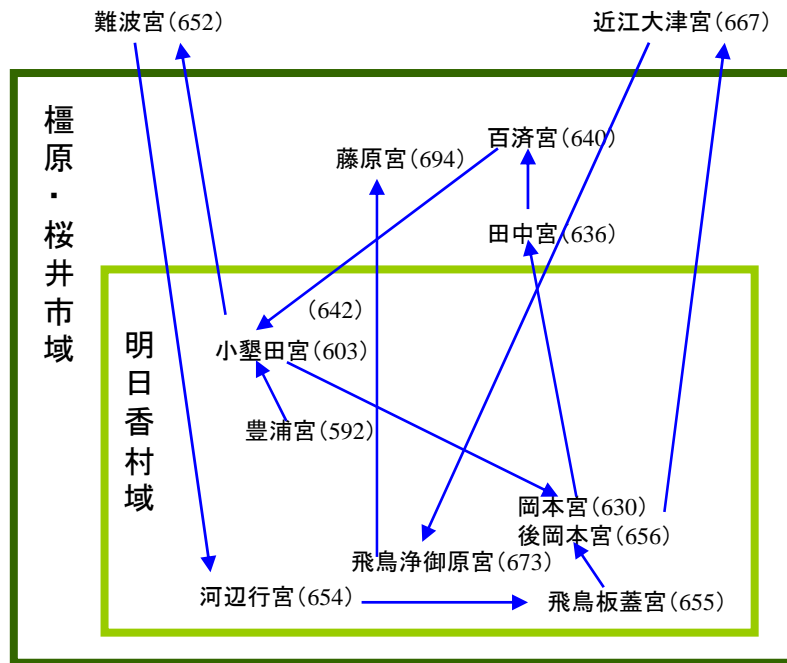


# 補足資料

# 明日香村における歴史的風土の保存の意義

## ● 古代国家の形成過程(宮殿の造営と推移)

- 推古天皇が豊浦宮に即位(592)し、持統天皇が藤原宮へ遷都(694)するまでの約100年間に、飛鳥の地は日本の首都として、各天皇が宮殿を置くほか、多くの寺院・古墳が築造された。
- 宮殿としては、推古天皇の「豊浦宮」・「小墾田宮」、舒明天皇の「飛鳥岡本宮」、皇極天皇の「飛鳥板蓋宮」・「飛鳥河辺行宮」、斉明天皇の「後飛鳥岡本宮」、天武天皇の「飛鳥浄御原宮」等があげられるが、その所在地については、発掘調査結果からは明確に特定することが困難であるため、この地域の宮殿跡を「飛鳥京跡」と総称している。



西暦	年号	関連事項
592	崇峻5	推古天皇、豊浦宮で即位
603	推古11	推古天皇小墾田宮に遷る。冠位12階を制定。
604	推古12	厩戸皇子、憲法17条発布
606	推古14	橘寺建立
607	推古15	小野妹子を隋に派遣
629	舒明元	田村皇子即位
630	舒明2	飛鳥岡のほとりに宮を遷し、岡本宮という
636	舒明8	岡本宮焼失し、田中宮に遷る
640	舒明12	百済宮に遷る
642	皇極元	小墾宮田宮に遷る
645	大化元	孝徳天皇即位。難波長柄豊碕宮に遷る
649	大化5	19階の冠位を制定
652	白雉3	難波宮完成
654	白雉5	皇太子、河辺行宮に遷る
655	斉明元	飛鳥板蓋宮に即位
656	斉明2	後飛鳥岡本宮に遷る
664	天智3	冠位26階制定
667	天智6	近江大津宮に遷都
668	天智7	中大兄皇子即位
672	天武元	壬申の乱起こる。飛鳥浄御原宮をつくる
673	天武2	大海人皇子 飛鳥浄御原宮で即位
690	持統4	持統天皇即位
694	持統8	藤原宮に遷る

出典: 続明日香村史上巻頁143~144

出典: 続明日香村史上巻

# 明日香村における歴史的風土の保存の意義

## ● 古代国家の形成過程(宮殿遺跡等)

・明日香村内には、宮跡や寺院跡、古墳など、国の特別史跡3箇所、史跡17箇所を含め、数多くの遺跡が村内全域に分布している。

種別	名称	指定年月日
特別史跡	石舞台古墳	S27.3.29 (特別史跡)
特別史跡	高松塚古墳	S48.4.23 (特別史跡)
特別史跡	キトラ古墳	H12.11.24 (特別史跡)
史跡	川原寺跡	T10.3.3
史跡	大官大寺跡	T10.3.3
史跡	牽牛子塚古墳	T12.3.7
史跡	中尾山古墳	S2.4.8
史跡	酒船石遺跡	S2.4.8
史跡	定林寺跡	S41.2.25
史跡	飛鳥寺跡	S41.4.21
史跡	橘寺境内	S41.4.21
史跡	岩屋山古墳	S43.5.11
史跡	伝飛鳥板蓋宮跡	S47.4.10
史跡	飛鳥水落遺跡	S51.3.20
史跡	飛鳥稻淵宮殿跡	S54.3.20
史跡	マルコ山古墳	S57.1.16
史跡	飛鳥池工房遺跡	H13.8.13
史跡	檜隈寺跡	H15.3.25
史跡・名勝	飛鳥京跡苑池	H15.8.27
史跡	岡寺跡	H17.8.29

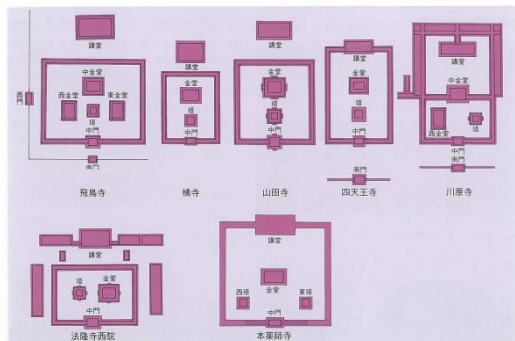
明日香村における主な遺跡等の分布



# 明日香村における歴史的風土の保存の意義

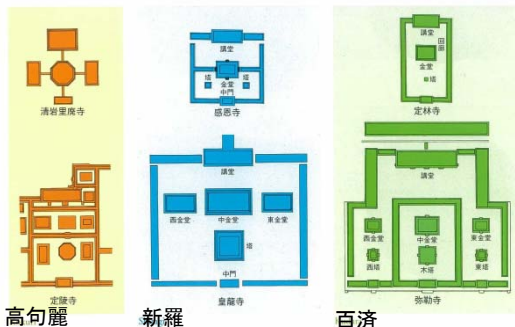
## ● 東アジアとの交流

- ・飛鳥地域において古代律令国家の形成過程建設された諸寺院では、大陸からの知識・技術が取り入れられた。
- ・東アジア・東南アジアの諸外国との交流の中で国家の体制を整えていったことは、建造物や古墳などの構築物にとどまらず、諸外国の人々を迎え入れた寺院や庭園から出土する遺物にも認められている。
- ・また諸外国の技術を受容した先進的文物を制作した工房等が存在したことも東アジア諸国との交流を示している。



日本

日本及び朝鮮三国の寺院配置(1:3000)



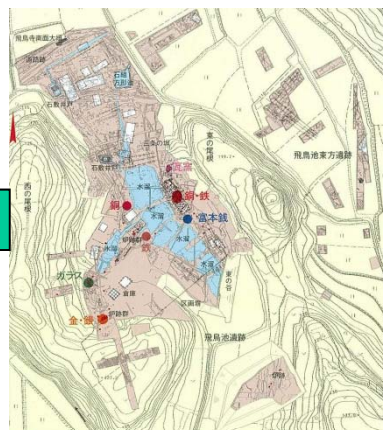
日本及び朝鮮三国の寺院配置  
(出典：飛鳥・藤原京展：奈良文化財研究所)

### 飛鳥寺の創建：

蘇我馬子は588年に日本で最初の寺院である飛鳥寺の建立に着手。この造営には百済から渡来した僧・寺工(てらたくみ)・鑪盤(ろばん)博士・瓦博士・画工(えだくみ)など、新しい技術や知識を持った人々が携わった。飛鳥寺の伽藍配置は高句麗の清岩里廢寺(チンアムリペサ)と酷似している。また、東西両金堂の基壇が2段になっており、同様の建築は百済の定林寺(現・扶余邑)などに類例がみられる

### 飛鳥池遺跡：

古代の工房遺跡である飛鳥池遺跡では、金属加工、玉類の生産などが行われ、わが国最古の鑄造貨幣である「富本銭」の生産も確認される



飛鳥池遺跡  
(出典：飛鳥・藤原京展：奈良文化財研究所)



飛鳥における渡来人の分布(出典：飛鳥・藤原京展：奈良文化財研究所)

### 飛鳥と渡来人：

5世紀後半に来日した新来漢人(いまきのあやひと)は、飛鳥の中心部である飛鳥寺から石舞台古墳のあたりに定住し、6~7世紀には、渡来系の人々が飛鳥各所に居住していた。渡来人を束ねた東漢人(やまとのあやうじ)は、飛鳥の西南部、檜隈に本拠を構え、檜隈寺を建立した。このほか、鞍作氏の坂田寺、平田氏の立部寺、軽氏の軽寺、大窪氏の大窪寺など、飛鳥に薨を競った寺の多くは渡来人の手になるものである。

# 明日香村における歴史的風土の保存の意義

## ● 万葉集に詠われた特色ある歴史的風土

- 『万葉集』に所出する地名延べ総数2,900のうち、大和地方に関連する地名は約900に及び、明日香村を含む高市郡に位置する地名(その一部に地名のついた単語を含む)は約150を数える。
- 飛鳥は、全国の万葉故地のなかで最も多くの地を残しているといわれている。
- これらの地名を残す場所の大半は、現在も明日香村および周辺地域における特色ある歴史的風土を感じることができる場として良好に保存されており、これら万葉集に詠われた特色ある歴史的風土は国民共有の財産となっている。



万葉集に詠われた明日香村の特色ある歴史的風土

【石舞台古墳上空より明日香村全景(写真:明日香村)】

明日香(飛鳥) <あすか>  
明日香の里 <あすかのさと>  
明日香風 <あすかかぜ>  
飛鳥壮(飛鳥男) <あすかおとこ>  
明日香川 <あすかがは>  
明日香の川 <あすかのかは>  
清之河 <きよみのかは>  
七瀬の淀 <ななせのよど>  
遠飛鳥宮 <とほつあすかのみや>  
飛鳥岡本宮 <あすかをかもとのみや>  
高市岡本宮 <たけちのをかもとのみや>  
明日香川原宮 <あすかのかはらのみや>  
後岡本宮 <のちのをかもとのみや>  
岡本宮 <をかもとのみや>  
崗本天皇 <をかもとのすめらみこと>  
明日香清御原宮 <あすかのきよみはらのみや>  
浄之宮 <きよみのみや>  
明日香宮 <あすかのみや>  
清御原の宮 <きよみはらのみや>  
明日香の旧京都 <あすかのふるきみやこ>  
橋 <たちばな>  
橋寺 <たちばなのてら>  
川原寺 <かはらでら>  
島宮 <しまのみや>  
島の御門 <しまのみかど>  
島の御橋 <しまのみはし>  
滝の御門 <たぎのみかど>  
勾の池 <まがりのいけ>  
島 <しま>  
南淵 <みなぶち>  
南淵山 <みなぶちやま>  
細川 <ほそかは>  
細川山 <ほそかはやま>  
真神の原 <まがみのはら>  
大原 <おほはら>  
矢釣山 <やつりやま>

八釣川 <やつりがは>  
雷岳 <いかづちのをか>  
雷 <いかづち>  
伊加土山 <いかづちやま>  
神岳 <かむをか(かみをか)>  
神岳の山 <かみをかのやま>  
逝廻丘 <ゆきたむをか>  
打廻乃里 <うちわのさと うちたむのさと>  
打廻前 <うちたむのさき>  
神奈備 <かむなび>  
神名備山 <かむなびやま>  
神名火乃山 <かむなびのやま>  
三諸乃神名備山 <みもろのかむなびやま>  
神名備能三諸之山 <かむなびのみもろのやま>  
甘嘗備乃三諸乃神 <かむなびのみもろのかみ>  
甘南備乃里 <かむなびのさと>  
神名火乃淵 <かむなびのふち>  
甘南備河 <かむなびがは>  
三諸之山礪津宮 <みもろのやまのつみや>  
三垣の山 <みかきのやま>  
垣津田の池 <かきつたのいけ>  
小墾田 <をはりだ>  
小治田 <をはりだ>  
板田の橋 <いただのはし>  
年魚道 <あゆぢ(あゆち)>  
豊浦寺 <とよらのてら>  
置勿 <おきな>  
檜隈 <ひのくま>  
佐日之隈廻 <さひのくまみ>  
檜隈川 <ひのくまがは>  
真弓の崗 <まゆみのをか>  
旗野 <はたの>  
佐太の岡 <さだのをか>  
越 <をち>  
越野 <をちの>  
越乃大野 <をちのおほの>

出典: 犬養孝「万葉の旅 上 大和」社会思想社 1964

# 明日香村における歴史的風土の保存の意義

## ● 万葉集に詠われた特色ある歴史的風土

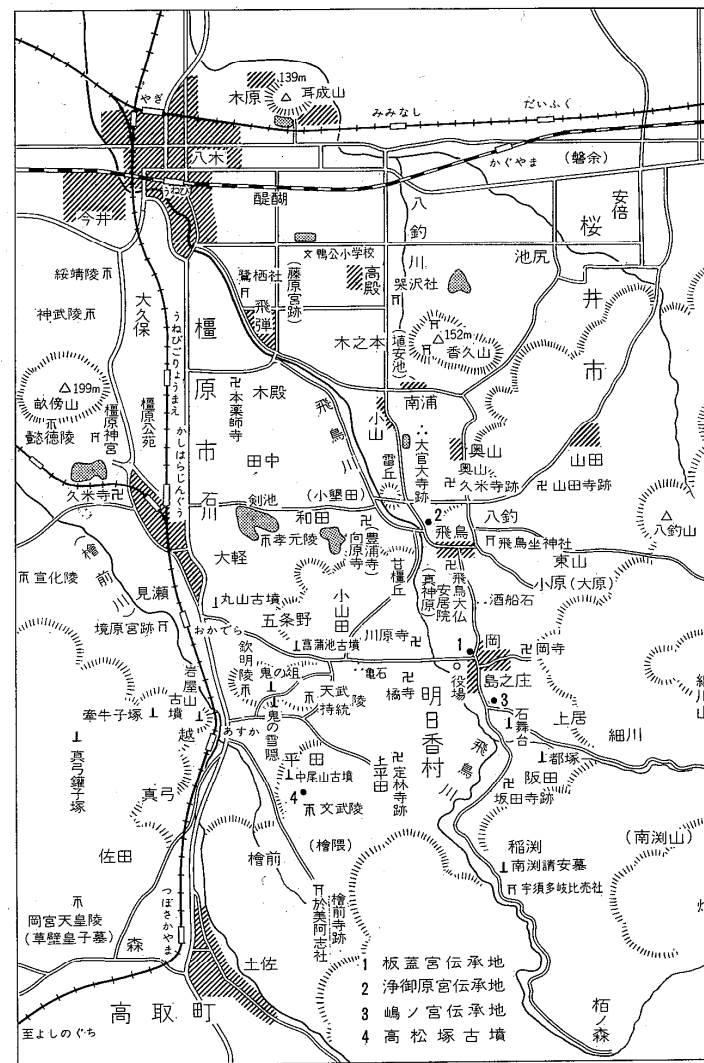
「明日香川 明日も渡らむ 石走の 遠き心は 思ほえぬかも」  
(巻 11-2701)



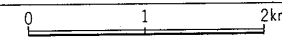
「橋の 島にし居れば 川遠み 曝さず縫ひし 吾が下衣」  
(巻 7-1315)



万葉飛鳥地図:万葉集にちなんだ地名の位置と名称を示したもの



出典:「明日香村史 中巻」頁100



# 明日香村における歴史的風土保存の意義

## ● 御井敬三氏の「声の直訴状」

### ■ 背景

・昭和41年、古都に指定された明日香村であったが、宅地開発の波が、隣接する橿原市の側から迫っていた。一方、主要な産業である農林業は零細化、後継者不足などで苦況に立たされていた。明日香村の村民らは、このような危機に立ち上がり、全国に向かって声をあげていった。

### ■ 御井敬三氏の「声の直訴状」

・御井敬三氏は、大正7年に和歌山県に生まれた。幼少時に視力を失い、盲学校で鍼灸術を習得し、大阪で漢方医として活躍していた。昭和42年に明日香村を訪れた御井氏は、その魅力に魅せられ、明日香に移り住んだ。

・昭和45年1月、御井氏は、飛鳥古京保存の重要性を訴えようと、夫人の代筆により当時の佐藤首相に手紙を書き、これを御井氏の患者であった松下幸之助氏(当時の松下電器会長)に託した。しかし、松下氏は、手紙ではなく、テープに吹き込むことを提案。御井氏は、「日本民族のふるさととも言べき飛鳥の自然と風物、世界に誇るべき貴重な史跡は、どんなことがあっても守れなければならない。」「飛鳥を日本人の精神のふるさととして村民の生活保障を含めた建設的な処置が必要。」などの自らの思いをテープに吹き込み、「声の直訴状」として佐藤首相に送られることとなった。

### ■ 佐藤首相の明日香村視察と昭和45年の閣議決定

・こうした活動を契機として、昭和45年6月、佐藤首相が閣僚とともに明日香村を視察した。同年12月、歴史的風土の保存と住民生活の向上とを2本の柱とする「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」が閣議決定され、祝戸・石舞台・甘樫丘の3地区を国営飛鳥歴史公園として整備することが決まるなど、様々な施策が開始された。このような国の政策は、昭和55年の「明日香法」の制定へと繋がっていく。

・このように国の政策としての具体的な取り組みが開始されたのは、村民の声とともに、御井氏の「声の直訴状」の役割が大きかったといわれている。



南淵請生の墓(明日香村稲淵)の前に立つ御井敬三氏(右)と清子夫人(左)

### ■ 声の直訴状

昭和45年1月

佐藤首相閣下

御井 敬三

拝啓、輝く1970年を壽ぎまつるにあたり、誠に偉大なる日本の指導者であられます佐藤首相閣下の御健勝を衷心より祈念してやみません。

さて、日本国民の一人として大和魂をふるいおこし、一管を奉ることを、何卒、御聴容のほどお願い致します。

(中略)

ご承知のように、明日香村は大和朝廷発祥の地であり、日本の古代国家が初めてその形を整え、法治国家として出発した古京であります。

古代の大和朝廷の殆どが飛鳥に都を置き、そうしてこの飛鳥を中心にして大和国家は栄え、この飛鳥を中心として古代文化の輝かしい数々が生まれ、やがて大和の名は日本全体を意味する言葉となってまいります。このように、古代日本の政治と文化の母胎となつたのが明日香でこの飛鳥こそは、「日本の心のふるさと」の名に値する唯一の存在でもあるといえます。

したがって、明日香の古京を逍遙すれば誰しも日本のこの国が如何にして形成され、如何なる経路を辿ってきたかを回想せずにはおられないでしょう。

このように、日本の国の成り立ちから、日本の国がどういふ国がらであるかを知ることは、日本人にとって最も大切な事柄ではないでしょうか。

(中略)

およそ如何なる国の民族も、それぞれの国が持つ文化遺跡を高く評価するものです。そしてこれを誇り、これを愛し、その国の名において実際に大切に保存しています。

それにも拘らず、我が国ではこの大切な明日香古京を大切に保存し、これを愛し、これを生かす精神とは非常に遅れています。

一体これは如何なることなのでしょう。

もしも、このままに放置するならば、明日香古京は近代化の浸蝕を受けて、幾ばくもなくその価値を消滅してしまうことでしょう。

日本民族のふるさととも言べき明日香の自然と風物、世界に誇るべき貴重な史跡は、どんなことがあっても守れなければなりません。

そのためには、さしあたり、特別風致地区及び古都保存法の両条例を適用することによって、明日香の風致と史跡を保護する処置を早急にとって頂く。

そしてさらに、明日香を守るというよりも、これによって国民精神の作興を図るとなれば、どうしても明日香古京法というような別の法令によって明日香を日本人の精神のふるさととして、村民の生活保障を含めた建設的な処置が取らなければならないでしょう。

(中略)

ここに、日本人として愛国の至情止み難く、あえて一管を走らすに至った次第であります。加えて、この一管の御聴許を機に、首相閣下に是非とも飛鳥の古京跡を御視察頂ければ、光栄これに過ぎるものはありません。

願わくば、天の祐けと共に、人生意気の感ずるの土は来たりて行を共にされんことを、更にこの飛鳥村塾が魁となり、国の力によって、本格的な明日香古京の精神活動が出現することを祈りつつ、つたなきこの一管を終わることに致します。

# 明日香村の「古都」指定

## ● 古都法制定

### ■ 制定の経緯

- ・昭和30年代後半、全国的に宅地開発が急増し都市化が進行する中で、京都、奈良、鎌倉において、宅地開発等による景観の破壊に対して、文化人や市民団体による景観保全に対する気運が高まった。
- ・特に昭和39年頃の鎌倉市鶴岡八幡宮の裏山(通称「御谷(おやつ)」)、京都市西部の双ヶ岡、奈良市の若草山一帯における開発問題では、幅広い層による反対運動が展開され、古都保存法の制定の契機となった。
- ・昭和41年、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)」(昭和41年1月13日法律第一号)が議員立法により制定された。

### ■ 古都保存法の概要

#### ○ 目的

「わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」(古都保存法第1条)

#### ○ 「古都」の定義

「わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう」(古都保存法第2条)

#### ○ 古都保存法の仕組み

- ・歴史的風土保存区域の指定  
歴史的風土を保存するために必要な区域を、歴史的風土保存区域に指定し、届出制による緩やかな土地利用規制が行う。
- ・歴史的風土保存計画  
歴史的風土保存区域内について、行為の規制や歴史的風土の維持保全に関する事項等が定める。
- ・歴史的風土特別保存地区の指定  
歴史的風土保存区域内において重要な地域については、歴史的風土特別保存地区が定め、許可制により現状凍結的な保存が行う。
- ・損失の補償及び土地の買入れ  
特別保存地区内における行為の不許可によって土地所有者が著しく損失を受ける場合には、損失補償や土地の買入れを行う。



鎌倉市の景観保全運動を伝える新聞記事

### ■ 古都指定の経緯

年月日	根拠	指定都市
昭和41年1月13日	古都保存法	京都市、奈良市、鎌倉市
昭和41年7月4日	政令	天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村
平成12年1月19日	政令	逗子市
平成15年10月10日	政令	大津市



# 明日香村の「古都」指定

## ● 政令に基づく「古都」指定

- ・昭和41年5月の歴史的風土審議会において、古都保存法第2条の「政令で定めるその他市町村」として古都の指定を検討する都市について、右表のような基準が示された。
- ・明日香村も、右のように要件を満たしていたことから、昭和41年7月、古都に指定された。

### ■ 明日香村における市街化の状況



### ■ 政令都市の指定基準 (S415.30 第2回歴史的風土審議会)

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する。	明日香村の指定基準への適合状況
第1 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。	天理市、橿原市、桜井市とともに、6世紀から8世紀初頭の政治の中心地であった。
第2 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。	数多くの歴史的文化的資産があるほか、大和三山及び背後の丘陵と一体となった自然的環境が存在する。
第3 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。	大阪都市圏の範囲にあり、団地の開発等による歴史的風土の侵犯が懸念された。

# 明日香法の制定

## ● 閣議決定

閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」(昭和45年12月18日)

### ■ 実施内容

○ 歴史的風土及び文化財の保存措置

・ 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の拡大

○ 保存措置にともなう環境の整備

・ 住民の生活環境の整備(道路・河川・ゴミ処理場他)

・ 歴史的風土及び文化財の保存・活用環境の整備

都市公園: 国営飛鳥歴史公園の設置

歴史資料館: 奈良文化財研究所 飛鳥資料館の設置

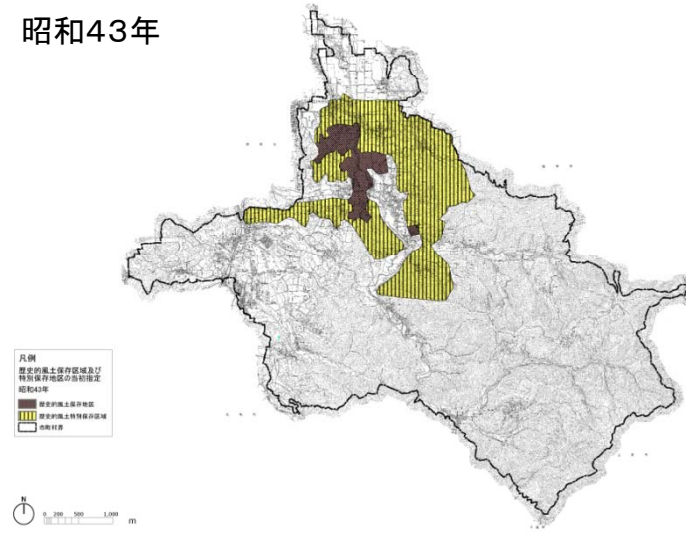
宿泊研修施設: 祝戸荘の整備

・ その他(当該決定に伴う財団法人の設置)

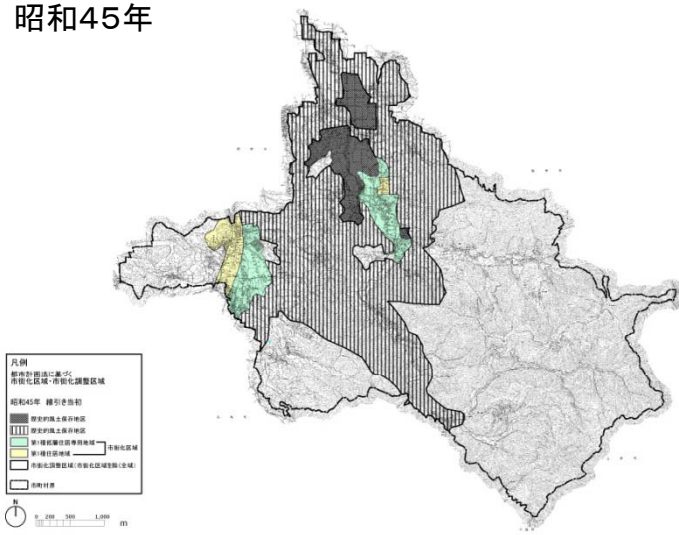
飛鳥保存財団の設置

### ■ 歴史的風土保存区域の拡大の経緯

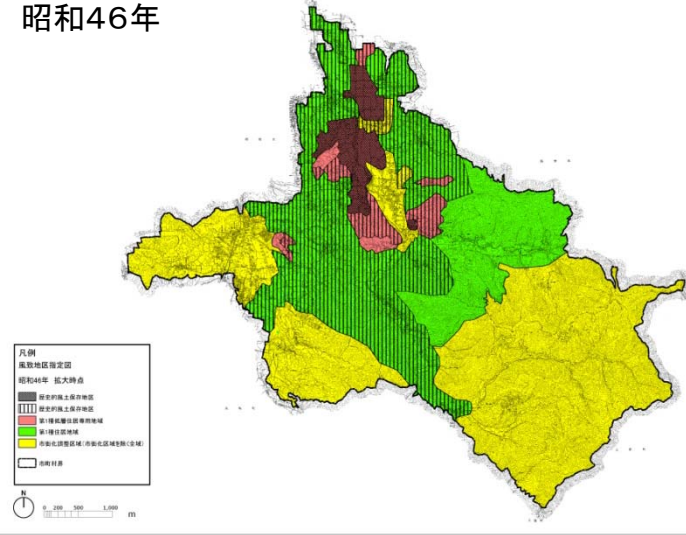
昭和43年



昭和45年



昭和46年



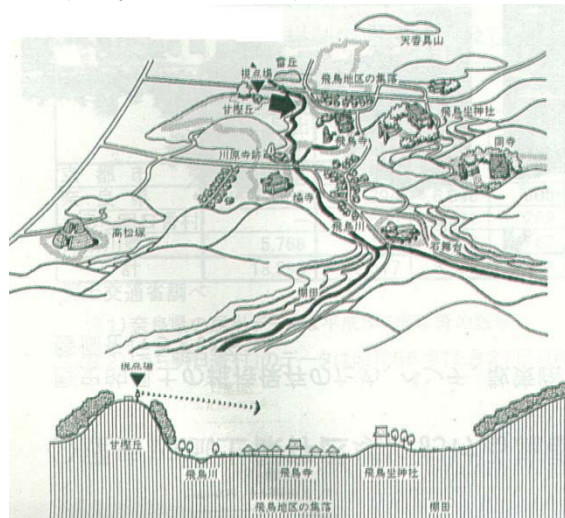
# 明日香法の制定

## ● 明日香法の制定

### ■ 明日香法制定の経緯

- ・昭和45年の閣議決定を受けた歴史的風土保存区域の拡大、国営公園の設置等に伴い、地域住民の理解と協力の下に明日香村の歴史的風土を保存していくことが一層必要となる。
- ・昭和54年、内閣総理大臣から歴史的風土審議会への諮問「明日香村における歴史的風土と地域住民の生活との調和を図るための方策について」がなされる。
- ・それに対して、同年7月、「明日香村の特性に鑑み、特別の立法措置により国家的見地から歴史的風土保存のための方策及び住民生活安定のための措置を講ずべき」との答申が行われた。
- ・昭和55年、住民生活との調和を図りつつ一層の歴史的風土保存を図るため、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(明日香法)」（昭和55年5月26日法律第60号）が制定された。

明日香村における歴史的風土イメージ



出典：歴史的風土審議会資料(平成17年)

### ■ 明日香法の体系

- ・明日香村では、重要な歴史的文化的資産が村全域にわたって数多く集積しており、宅地や農地等を含めてこれらが一体となった歴史的風土が形成されている。このため、明日香法の制定により、村全域を特別保存地区に相当する地区として、歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活の安定を図るための措置が講じられている。

#### ○ 歴史的風土の保存

- ・明日香村歴史的風土保存計画が定められ、村全域が、現状の変更を厳しく規制する第1種歴史的風土保存地区と、著しい現状の変更を抑制する第2種歴史的風土保存地区に指定され、それぞれ県知事の許可制により開発行為等の規制が行われている。

#### ○ 住民生活の安定と向上

- ・歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、明日香村整備計画が策定され、公共施設の整備に関する事項、文化財の保護に関する事項、地域振興に関する事項等が定められている。
- ・歴史定期風土の保存を図るための事業等の財源として、明日香村整備基金が設けられるとともに、国の補助金を受けて村が行う特定の事業について、国の補助割合の特例等が定められている。
- ・また、国・県による支援措置として、歴史的風土創造的活用事業交付金などが設けられている。

### 明日香法

#### ■ 歴史的風土の保存(規制)

- ・古都保存法
- ・歴史的風土保存計画
- ・第1種・第2種歴史的風土保存地区
- ・奈良県風致地区条例

#### ■ 住民生活の安定と向上

- ・明日香村整備計画
- ・明日香村整備基金
- ・国の補助割合の特例等

#### ■ 支援措置

- ・歴史的風土創造的活用事業交付金など

# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 歴史的風土保存計画

### ■ 明日香村歴史的風土保存計画(昭和55年8月18日総理府告示第27号)

(前文)

奈良県高市郡明日香村(以下「明日香村」という。)は、大化の改新を経て我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心的地域であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域である。このため、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成している。この極めて貴重な歴史的風土の中において住民生活が営まれていることにかんがみ、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配慮しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。

### ■ 第1種及び第2種歴史的風土保存地区の区分

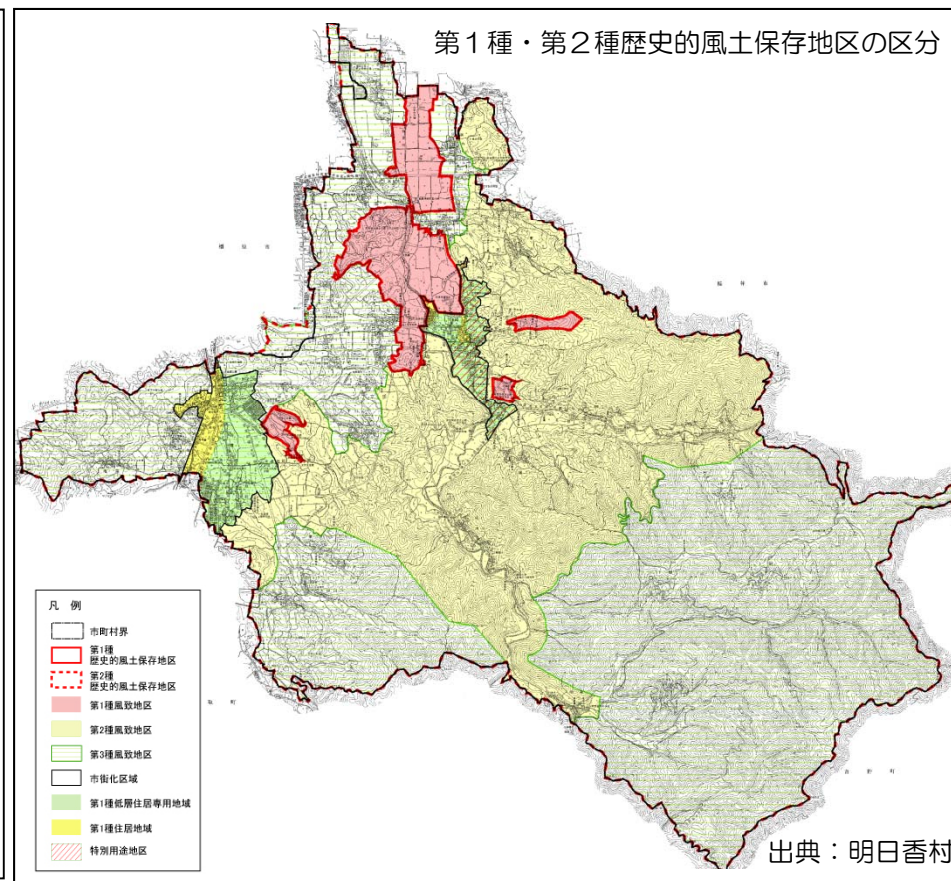
・明日香村は、村全域にわたって歴史的風土特別保存地区が定められており、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、以下の2種に区分されている。

#### ○ 第1種歴史的風土保存地区(125.6ha)

- ・伝承飛鳥板蓋宮跡、伝承飛鳥浄御原宮跡、大官大寺跡、飛鳥寺跡岡寺、橘寺、高松塚古墳、石舞台古墳、甘樫丘等の重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上重要な部分を構成している地域。
- ・現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図る。

#### ○ 第2種歴史的風土保存地区(2,282.4ha)

- ・第1種歴史的風土保存地区の周囲にあってこれと一体となって歴史的風土を形成している地域、於美阿志神社、欽明天皇陵、天武・持統天皇陵、牽牛子塚古墳、大原の里、飛鳥川等随所に所在する重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして歴史的風土を形成している地域、重要な歴史的文化的遺産の背景をなして明日香村における歴史的風土を形成している地域等。
- ・集落や農地等を含むエリアにおいて、住民生活との調和を図りつつ、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図る。



# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 国営公園

### ■ 国営飛鳥歴史公園

・開園面積:46.1ha ・計画面積:59.7ha

#### ■ 国営飛鳥歴史公園の歩み

昭和45年 閣議決定により、石舞台、甘樫丘、祝戸の3地区が国営公園として整備決定

昭和47年 高松塚古墳「壁画」発見

昭和49年 祝戸地区開園

昭和51年 石舞台地区開園

高松塚周辺地区が整備決定

昭和55年 甘樫丘地区開園

昭和60年 高松塚周辺地区開園

平成 6年 全面概成開園

平成13年 キトラ古墳周辺地区が整備決定

平成18年 キトラ古墳周辺地区「基本計画」策定

#### 位置図



### ■ 祝戸地区

・面積:7.4ha 供用開始:S49.7(告示はS51.8)

・飛鳥の南に続く山々の端に位置し、研修宿泊施設「祝戸荘」や、奥飛鳥と呼ばれる稲刈地区の棚田風景を一望できる展望台、芝生広場などが整備されている。



祝戸地区からの奥飛鳥の眺望

### ■ 石舞台地区

・面積:4.5ha 供用開始:S51.8

・蘇我馬子の墓と伝えられる石舞台古墳に隣接する地区。なだらかな棚田地形を活かした芝生広場や、イベントにも利用できる多目的休憩所「あすか風舞台」、売店などがある。



あすか風舞台

### ■ 甘樫丘地区

・面積:25.1ha 供用開始:S55.4

・蘇我氏の邸宅があったと伝えられる甘樫丘に位置し、飛鳥集落や藤原京跡(橿原市内)、大和三山が見渡せる。万葉集などに詠われた40種類の万葉植物を観察しながら散策を楽しめる「万葉の植物園路」が整備されている。

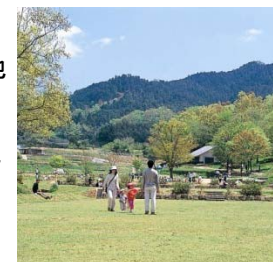


甘樫丘展望台

### ■ 高松塚周辺地区

・面積:9.1ha 供用開始:S60.10

・近鉄飛鳥駅に近い飛鳥の玄関口としての役割を担っている。地区内には高松塚・中尾山の2つの古墳と、飛鳥の史跡等を紹介する国営飛鳥歴史公園園館や、高松塚古墳の壁画模写を鑑賞できる壁画館、休憩所、芝生広場などがある。



芝生広場

### ■ キトラ古墳周辺地区(整備中)

・面積:13.6ha

・五番目の地区として、現在新しく整備している地区。隣接するキトラ古墳や檜隈寺跡をはじめ、古代飛鳥の歴史や文化について楽しみながら学べる公園とすることを目指している。



# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 国営飛鳥歴史公園による史跡周辺環境の保全

### ■ 高松塚古墳、壁画

- ・国指定特別史跡(高松塚古墳)
- ・国宝(高松塚古墳壁画)

### ■ 古墳と壁画保存の歩み

- 昭和47年 高松塚古墳「壁画」発見
- 昭和48年 古墳全体を特別史跡に指定
- 昭和49年 壁画4面を国宝に指定
- 昭和51年 壁画の第一次修理  
高松塚壁画館竣工  
**高松塚周辺地区が整備決定**
- 昭和53年 壁画の第二次修理(～昭和55年)
- 昭和55年 壁画の第三次修理(～昭和60年)
- 平成 元年 年1回の定期点検(～平成13年)
- 平成15年 国宝高松塚古墳壁画緊急保存対策検討会(最終提言平成16年3月)
- 平成16年 国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会  
墳丘部の発掘調査
- 平成17年 「石室を取り出して壁画の解体修理」を恒久保存方針と決定  
仮設覆屋の設置
- 平成18年 石室解体作業、石室取り出しのための発掘調査開始
- 平成19年 仮設修理施設完成  
石室取り出し作業・壁画の修理開始
- 平成21年 墳丘の復元整備(予定)



高松塚古墳石室解体



石室の搬送

### ■ 仮設修理施設

高松塚古墳周辺地区内の国営飛鳥歴史公園館の北側に文化庁が建設。温湿度が一定に保たれた修理作業室の中では、修理技術者によりおよそ10年を要するとされる壁画の修理作業が続けられている。



施設の外観



修理作業室

### ● 一般公開(事前抽選)

壁画仮設修理施設への一般公開を実施。平成20年11月2日～9日の一般公開では8日間で3,302名が参加。



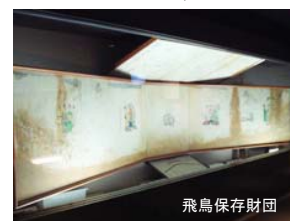
一般公開の様子

### ■ 高松塚壁画館

飛鳥保存財団により設置。館内には、壁画の発見当時の現状模写、一部復元模写、再現模造模写、墳丘の築造状態、棺を納めていた石槨の原寸模型、副葬されていた太刀飾金具、木棺金具、海獣葡萄鏡などのレプリカを展示し、高松塚古墳の全貌がわかりやすく再現され、多くの観光客が訪れている。



外観

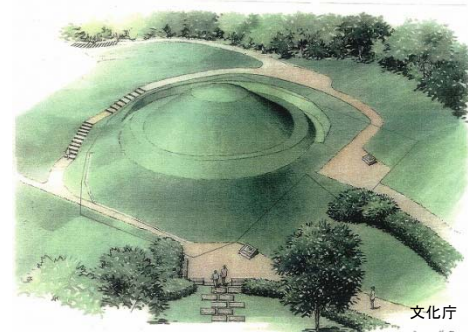


壁画模写



### ■ 墳丘仮整備

石室解体の終了した高松塚古墳では、文化庁により既存の保存施設の撤去とともに、古墳南西部や墓道部の発掘調査が行われ、その調査成果を踏まえ、平成21年度にかけて、墳丘の仮整備が行われる予定である。



墳丘仮整備イメージ

# 明日香法に関連する各種施策の実施

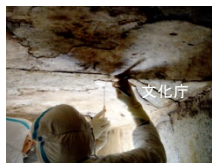
## ● 国営飛鳥歴史公園による史跡周辺環境の保全

### ■ キトラ古墳周辺地区における史跡

- ・キトラ古墳(国指定特別史跡)
- ・檜隈寺跡(国指定史跡)
- ・檜前遺跡群

### ■ 古墳と壁画保存の歩み

- 昭和57年 関西大学考古学研究室が古墳及び周辺の地形測量を実施
- 昭和58年 飛鳥京顕彰会の要請をうけたNHKがファイバースコープにより壁画「玄武」を発見
- 平成 8年 キトラ古墳保存対策検討委員会発足
- 平成 9年 応急保護対策と墳丘規模を確定するための範囲確認調査を実施
- 平成10年 小型カメラを使用した石槨内部の再調査が行われ、玄武の壁画の他に「青龍」と「白虎」の壁画が確認。現存する世界最古の天文図が確認。応急的保護対策を施工
- 平成12年 国の特別史跡として指定
- 平成13年 石槨内部の再調査で、「朱雀」発見  
キトラ古墳周辺地区の都市計画決定
- 平成14年 「十二支像」発見
- 平成15年 仮設覆屋の完成  
檜隈寺跡の史跡指定(国指定史跡)
- 平成17年 「壁画の剥ぎ取り修理」を決定
- 平成18年 壁画剥ぎ取り作業を開始  
飛鳥資料館にて「白虎」の壁画公開  
キトラ古墳周辺地区の都市計画変更
- 平成19年 「玄武」の壁画公開
- 平成20年 「青龍」「白虎」の壁画公開



壁画剥ぎ取り作業



仮設覆屋

### ■ 檜隈寺跡

渡来系氏族の東漢氏の氏寺とされる古代寺院。発掘調査の結果、特異な伽藍配置をとり、講堂が飛鳥地域で唯一の瓦積基壇を有するなど、特色ある飛鳥白鳳寺院であることが判明。平成15年に国の史跡として指定され、平成18年に明日香村が講堂基壇部を整備



瓦積基壇



明日香村による史跡整備

### ■ 檜前遺跡群

檜隈寺跡からキトラ古墳の周辺一帯の南に位置し、飛鳥時代後半を中心にした五棟の掘立柱建物群と塀二条が見つかり、周辺に居住していたとされる渡来系氏族、東漢氏との関連も指摘されている。



檜前遺跡群全景  
(中央が出土した柱跡)



### ■ キトラ古墳・古墳壁画

飛鳥時代の壁画古墳。古墳内部の側壁に四神図が、天井に天文図が描かれている。天文図は星座とともに天の赤道や黄道が表現されたもので、東アジア最古の資料と考えられている。



キトラ古墳(覆屋設置前)

### ■ 古墳鑑賞広場

キトラ古墳とその周辺を一体とした環境として保全し、古墳の全容が見渡せる空間を広場として整備予定。



整備イメージ

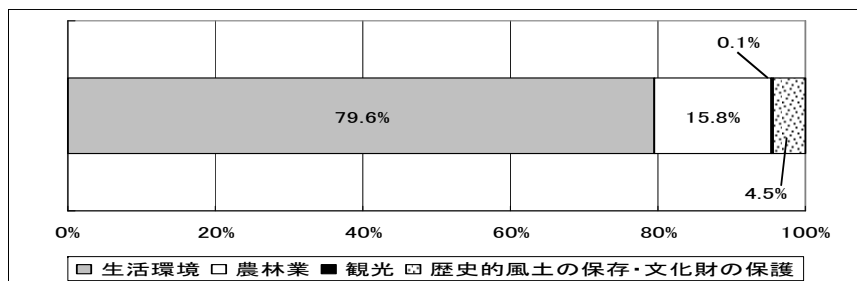
# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 第1次整備計画(昭和55年度～平成元年度)

### 整備計画

第1次整備計画では、歴史的風土を国民的な文化資産として開発の波から守るとともに、各種規制による経済活動の停滞等がもたらす村財政の脆弱さと、それに伴う行政サービスの低下を防ぎ、相対的に立ち遅れている生活環境及び産業基盤の整備等を積極的に推進することが目標とされた。

そのため、道路、河川、上下水道、福祉教育施設などの村民の生活環境の整備、基幹産業のひとつである農林業、および歴史的風土の保存や文化財の保護に重点が置かれた計画であった。

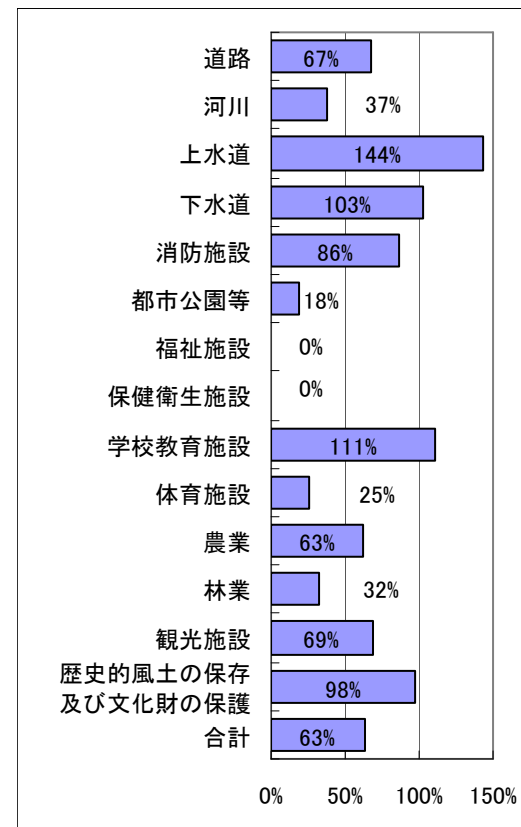


事業比率(金額ベース)

### 事業進捗率

計画全体の進捗率63%(金額ベース)を上回る、あるいは同等な事業は、道路67%、上水道144%、下水道103%、消防施設86%、学校教育施設111%、農業63%、観光施設69%、歴史的風土の保存及び文化財の保護98%であった。

一方、河川、都市公園等、福祉施設、保健衛生施設、体育施設などの生活環境に関わる事業、及び林業関連事業の進捗率が低かった。



事業別進捗率(金額ベース)



小学校



給食センター



民俗資料館



水落遺跡



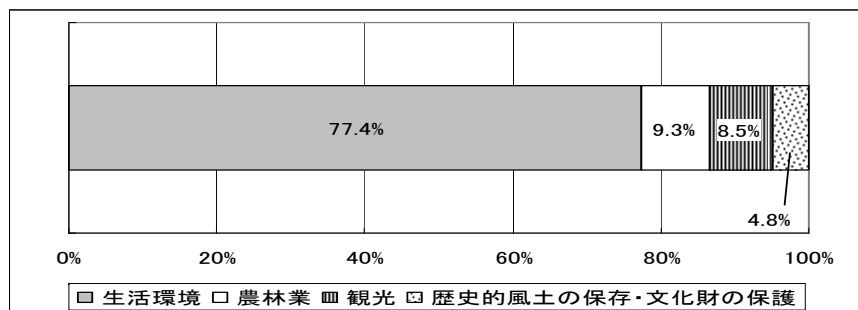
# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 第2次整備計画(平成2年度～平成11年度)

### 整備計画

第2次整備計画では、生活環境等の整備が依然として満足すべき水準に至っていなかったことから、高齢化、産業構造変化等の社会経済情勢の変化に対応しつつ、引き続き生活環境等を積極的に推進することが目標とされた。

そのため、第1次計画に引き続いて、道路、河川、下水道、衛生施設、福祉教育施設などの村民の生活環境の整備、基幹産業のひとつである農林業に重点が置かれるとともに、新たに観光施設の整備にも重点が置かれるようになった。



事業比率(金額ベース)



飛鳥川護岸整備



健康福祉センター



幼稚園

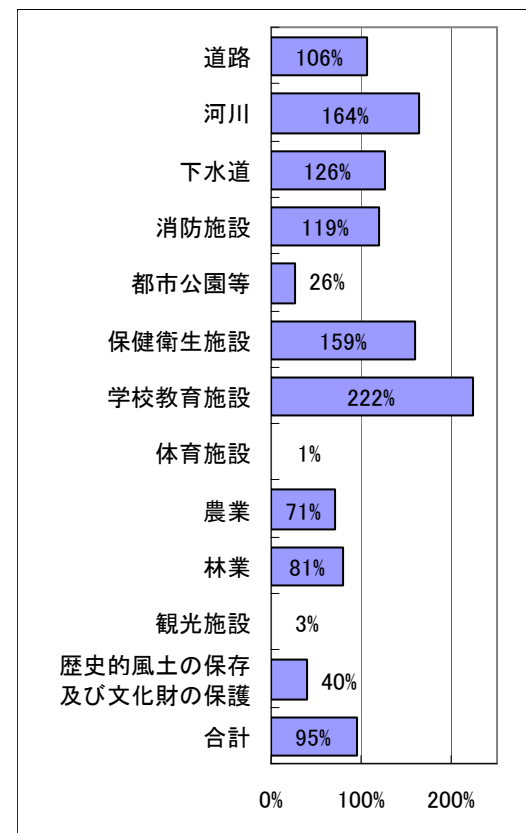


児童公園

### 事業進捗率

計画全体の進捗率は95%(金額ベース)と高かった。第1次計画で進捗率の低かった河川164%や保健衛生施設159%についても整備が進んだ。また、道路、河川、下水道、学校教育施設についても引き続き事業が進捗した。

一方、都市公園等、体育施設などは第1次計画同様に進捗率が低く、新たに重点が置かれることになった観光施設についても、ほとんど事業が進まなかった。



事業別進捗率(金額ベース)

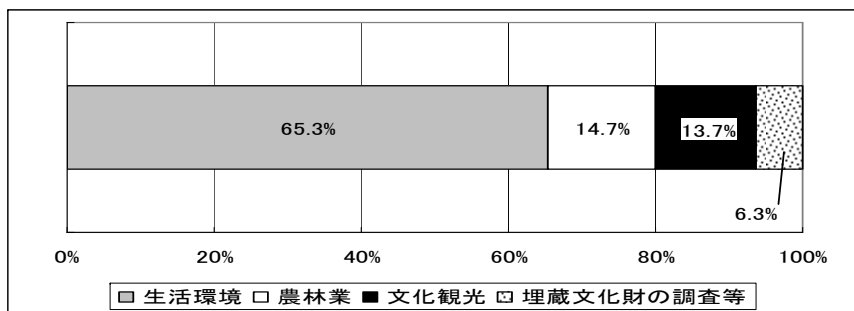
# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 第3次整備計画(平成12年度～平成21年度)

### 整備計画

第3次整備計画では、依然として根強い生活環境等整備の要望への対応に加え、歴史的風土の創造的活用観点から施策を推進することが目標とされた。

そのため、第1次計画に引き続いて、道路、河川、下水道、住環境、保健衛生施設、学校教育施設などの村民の生活環境の整備、歴史的風土の保存に不可欠な農林業に重点が置かれるとともに、新たに文化観光施設の整備や埋蔵文化財の調査等にも重点が置かれるようになった。

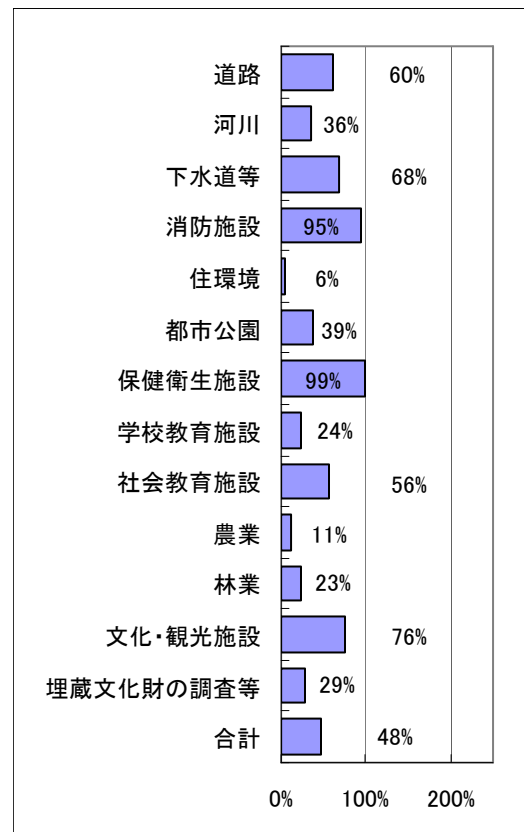


事業比率(金額ベース)

### 事業進捗率

計画全体の進捗率(予定)48%(金額ベース)を上回るのは、道路60%、下水道68%、消防施設95%、保健衛生施設99%、社会教育施設56%、文化・観光施設76%となっている。

新たに重点が置かれることになった文化・観光施設は比較的高い進捗率となっており、歴史的風土の創造的活用を重視した整備が実施されたことが分かる。



事業別進捗率(金額ベース)



道路整備(奥山～小原)



ごみ処理施設の整備



中央公民館の整備



万葉文化館の整備



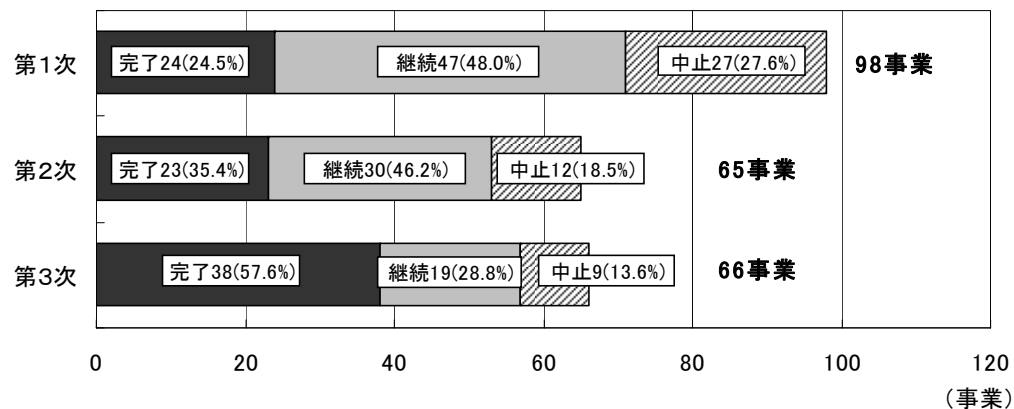
あすか夢販売所の整備

# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 整備計画の比較

- 第3次計画は、第1次・第2次計画と比較して、事業完了の比率が57.6%と過半を上回っていることに特徴がある。一方、事業実数でみると、第1次計画が最も多く、第2次、第3次計画はほぼ同数で推移している。

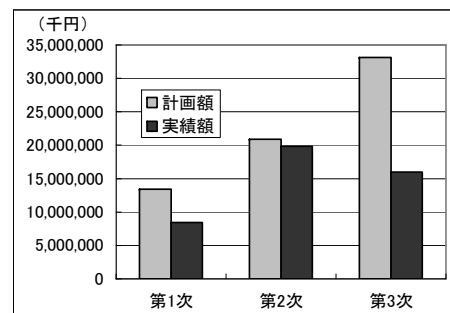
完了事業数・比率の比較(事業数ベース)



資料: 奈良県交流政策課・明日香村政策調整課

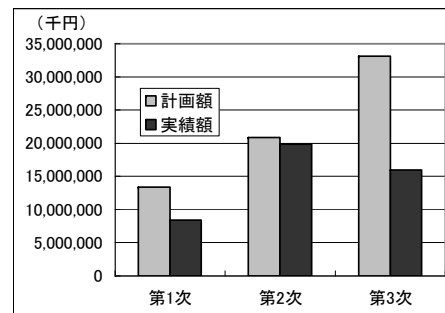
計画額と実績額の比較

- 進捗率を事業額で見ると、第3次計画が最も低く、全体で48.2%に留まっている。特に、明日香村事業が40.4%と半数を下回っている。



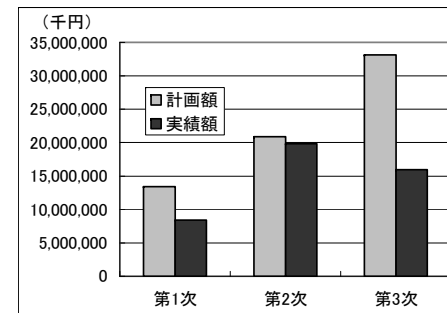
	第1次	第2次	第3次
計画額	13,386,814	20,874,240	33,133,603
実績額	8,419,588	19,849,378	15,984,209
進捗率	62.9%	95.1%	48.2%

<全体>



	第1次	第2次	第3次
計画額	5,549,580	7,366,790	15,864,000
実績額	3,132,807	8,759,888	9,002,934
進捗率	56.5%	118.9%	56.8%

<奈良県事業>



	第1次	第2次	第3次
計画額	7,837,234	13,507,450	17,269,603
実績額	5,286,781	11,089,490	6,981,275
進捗率	67.5%	82.1%	40.4%

<明日香村事業>

資料: 奈良県交流政策課・明日香村政策調整課

# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 明日香村整備基金

### 1. 経緯





明日香村整備基金は、「明日香村特別措置法」第8条各号に掲げる事業を円滑に実施するため、「明日香村整備基金条例」に基づき、「地方自治法」第241条の基金として設置された。

### 2. 基金の造成

(造成年度) 昭和55年度～昭和59年度

(造成金額) 総額31億円(国24億円、県6億円、村1億円)

### 3. 基金対象事業と成果

歴史的風土の保存を図るために行われる事業(法第8条第1号)	集落コミュニティ育成事業、集落コミュニティ活動事業、環境美化対策事業等	 伝統行事の育成及び運営	 美しい集落景観づくり
土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業(法第8条第2号)	建築相談員、古都法申請手続き助成事業、建築物の新造改築助成事業等	 家屋の屋根・外壁への助成	 塀の屋根・外壁への助成
住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの(法第8条第3号)	農林家負担軽減事業、優良農林産物等奨励事業、集落環境整備事業等	 集会所の整備(祝戸地区)	 集会所の整備(東山地区)

# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

### 1. 経緯

平成11年3月の歴史的風土審議会答申を踏まえ、明日香村において歴史的風土を創造的に活用するという新たな政策課題に対応するとともに、国民共有の財産である明日香村の歴史的風土を保全活用するという課題に対応するために設けられた措置である。

### 2. 目的

明日香村の歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場としての整備を推進するため、明日香村が行う事業について助成することを目的とする。

### 3. 交付対象事業

村が次に掲げる歴史的風土創造的活用事業を実施するために必要な経費について、交付金を交付する。

〔明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金交付要綱〕

- 歴史的風土を活用した歴史文化学習の場の整備に関する事業
- 明日香村にふさわしい景観創出に関する事業
- 歴史的風土を活用した地域産業振興に関する事業
- 歴史的風土の保存についての国民啓発に関する事業



散策路整備(橘寺西門)



デザイン助成(岡地区)



特産品開発(夢市で提供)



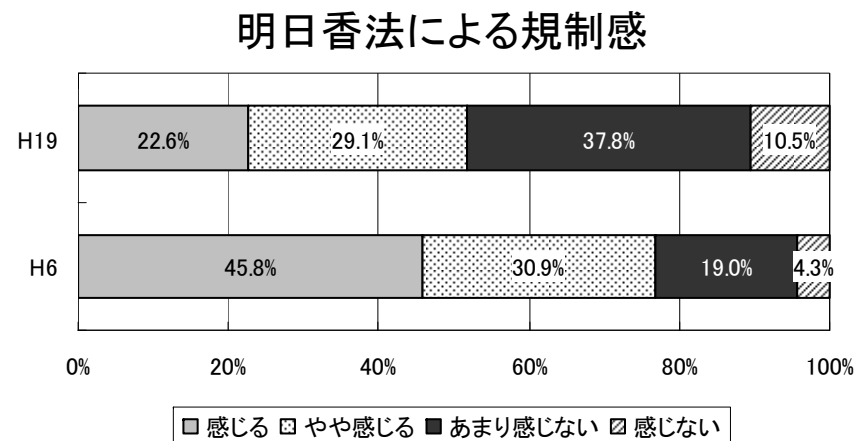
棚田オーナー制度(稲渚地区)

# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 村民アンケート(規制感の薄れ)

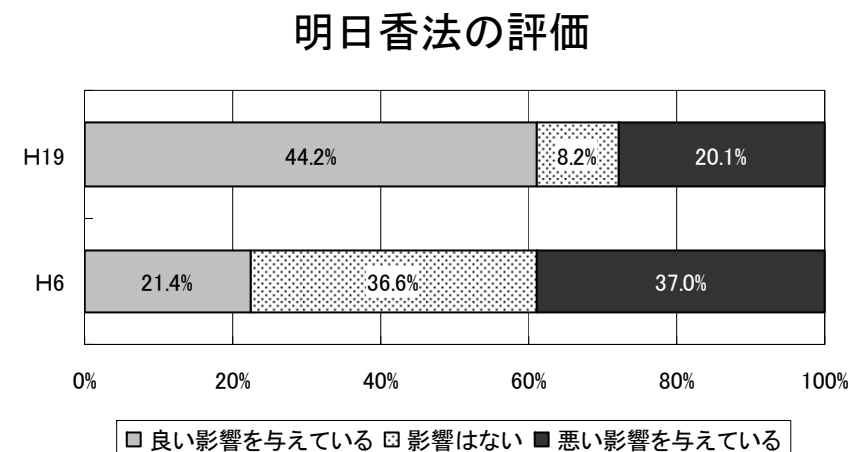
### 《明日香法による規制感》

- 平成19年度村民アンケートでは、歴史的風土保存のための規制を「あまり感じない」とした人が37.8%と最も多い。
- 平成6年に実施されたアンケート調査と比較すると、明日香法による規制感が薄らいできたことが示唆される。



### 《明日香法の評価》

- 平成19年度村民アンケートでは、明日香法の村の発展や活性化への影響として、「良い影響を与えている」とした人が44.2%と最も多い。
- 平成6年に実施されたアンケート調査と比較すると、村民の明日香法に対する評価が上がっていることが把握できる。

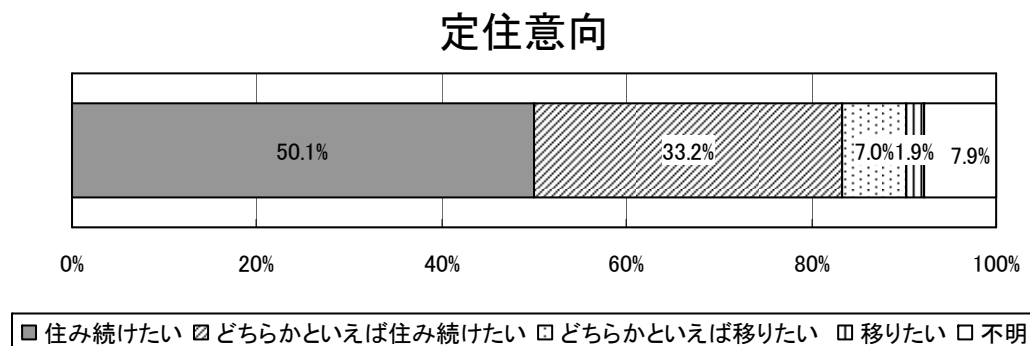


# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 村民アンケート(規制感の薄れ)

### 《村民の定住意向》

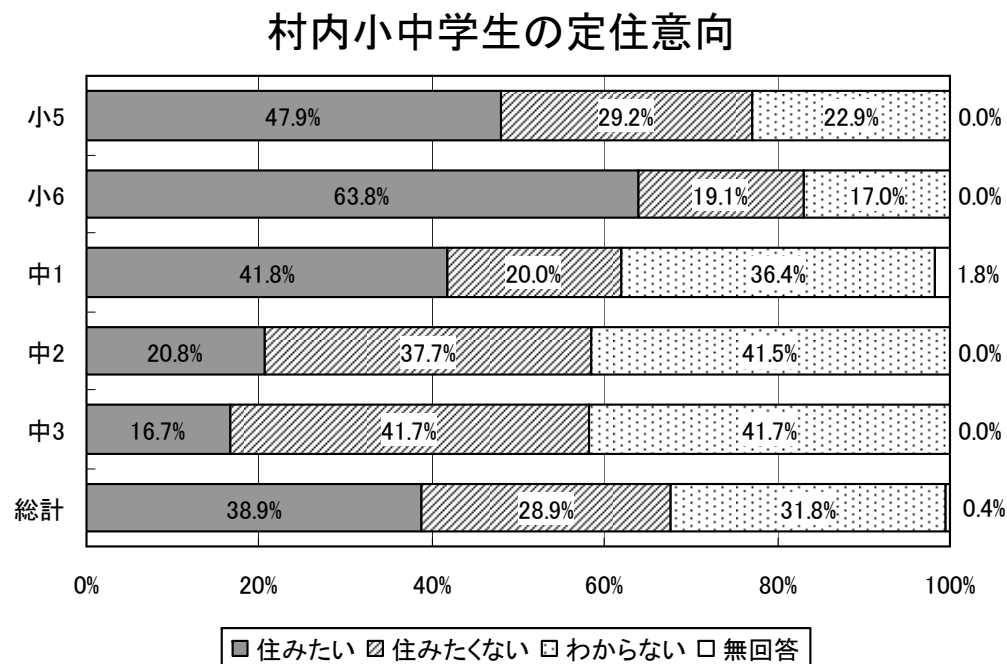
- 村民の今後の定住意向は、「住み続けたい」とした人の割合が50.1%と最も高かった。



出典:「平成19年度村民アンケート調査」明日香村

### 《村内小中学生の定住意向》

- 小学生では、将来も明日香村に「住みたい」とする割合が半数以上を占める。
- しかし、中学生になると将来も明日香村で「住みたい」とする割合が低下し、「住みたくない」、「わからない」が増加する。



出典:「平成19年度週中学生アンケート調査」明日香村

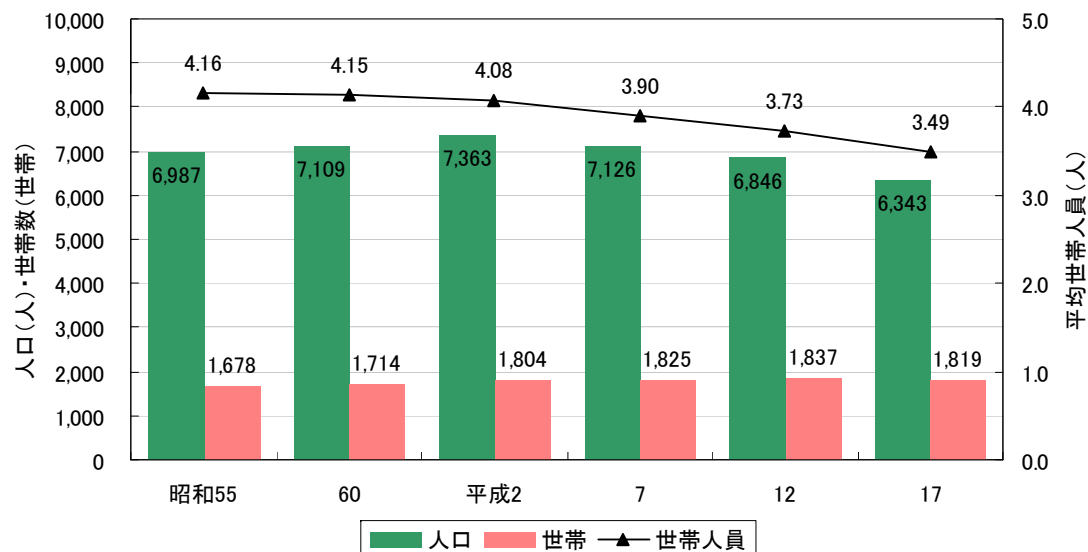
# 社会経済情勢に伴う変化

## ● 人口減少

- 人口は、昭和55年から平成2年にかけて微増傾向であったが、平成2年以降、年々人口が減少し、平成17年人口は、平成2年人口の86.1%にまで減少した。
- 人口減少が進む一方で、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進んでいる。
- 近隣自治体との人口減少率を比較しても、-7.3%（平成12年～平成17年）と人口減少率が極端に高い。

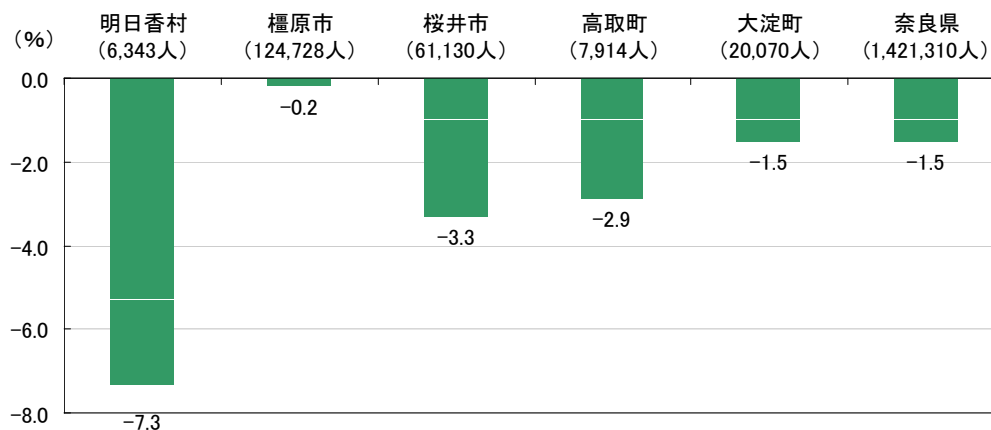
平成2年以降、人口が減少し、近隣自治体と比較してもその割合が極端に高い。

### 人口・世帯数・平均世帯人員の推移



出典：国勢調査より作成

### 近隣自治体との人口減少率の比較（平成12年～平成17年）



出典：国勢調査より作成



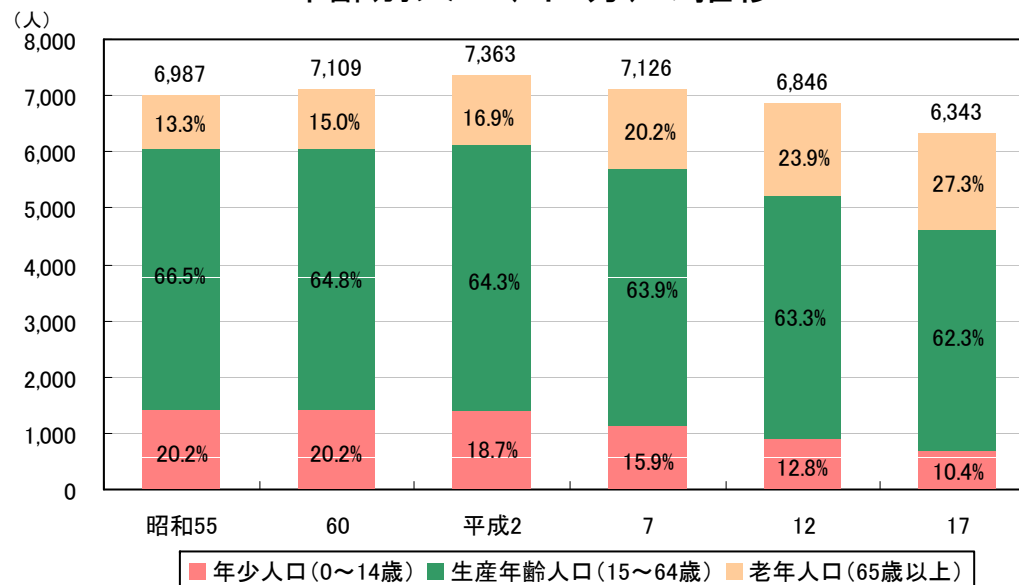
# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 高齢化

- ・ 昭和55年以降、高齢化率(65歳以上人口率)が増加しており、高齢化が急速に進行しているといえる。
- ・ その一方で、昭和55年以降、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)が減少しており、特に、年少人口が急速に減少している。
- ・ 明日香村は、近隣自治体と比較しても、高齢化率(65歳以上人口率)が高く、27.3%に達している。

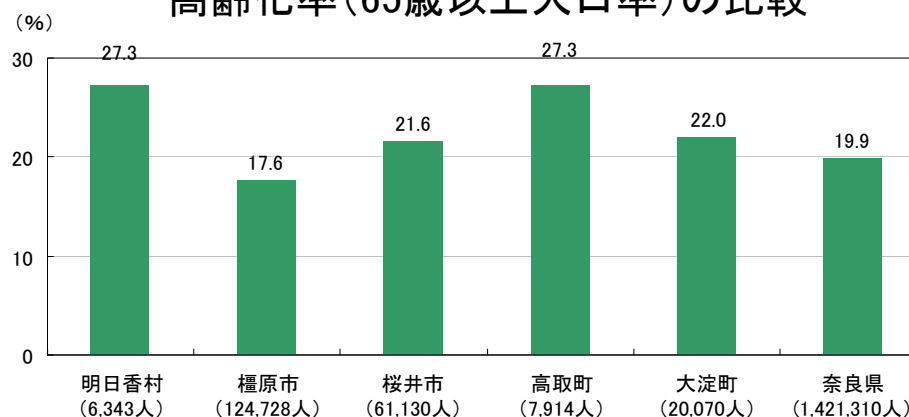
昭和55年以降、高齢化が進行し、近隣自治体と比較してもその割合が高い。

### 年齢別人口(3区分)の推移



出典: 国勢調査より作成

### 高齢化率(65歳以上人口率)の比較



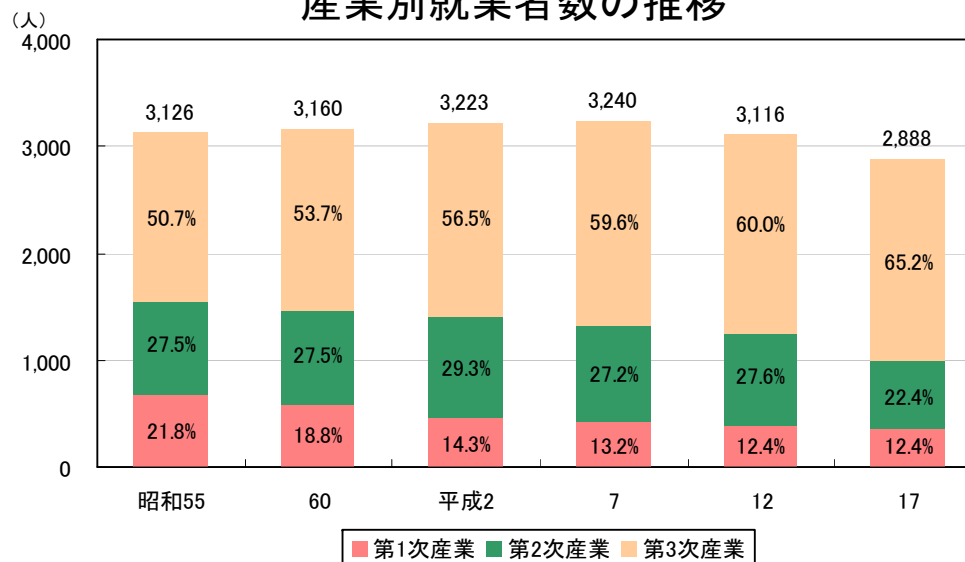
出典: 国勢調査より作成

# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 就業者数構成

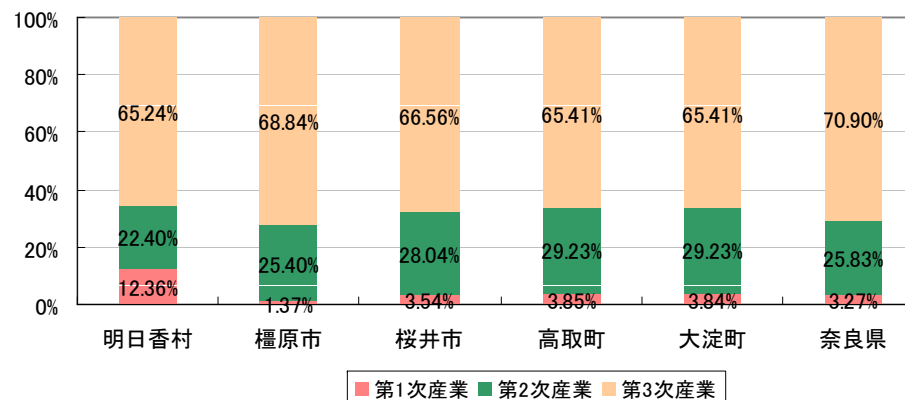
- 第1次産業就業者数は減少傾向にあり、明日香法制定時(昭和55年)と比較すると実数、割合ともに半数程度となっている。
- 第1次産業の減少とは反対に、第3次産業就業者数の占める割合が増加している。
- 明日香村は、近隣自治体と比較すると、第1次産業の就業者数の割合が極めて高い。

### 産業別就業者数の推移



出典: 国勢調査より作成

### 近隣自治体との産業別就業者数構成比の比較



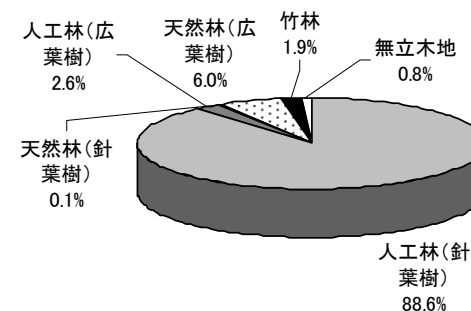
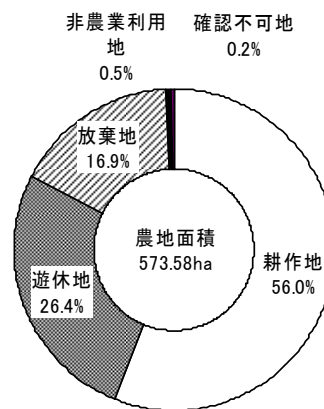
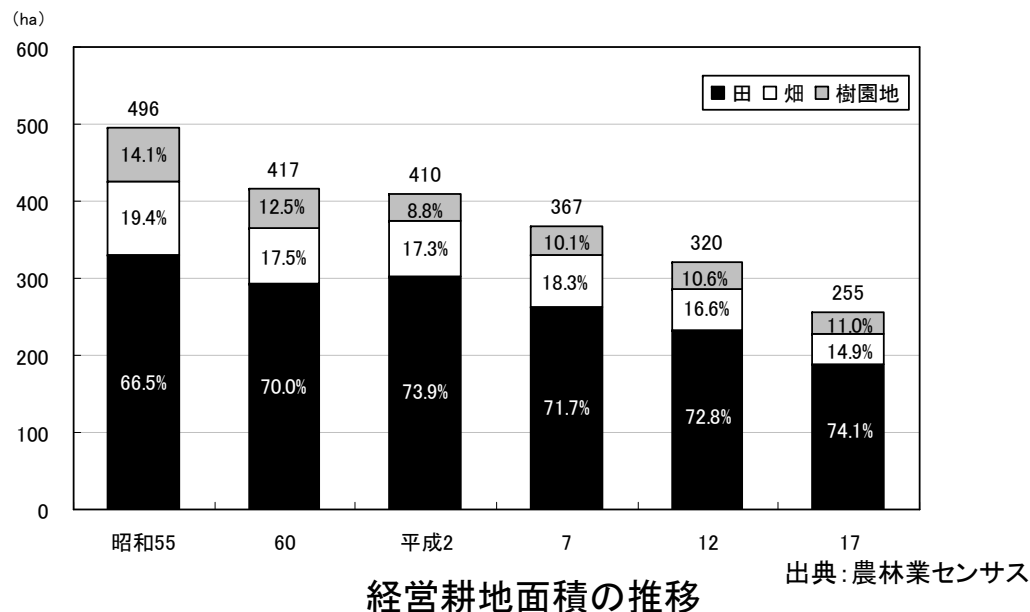
出典: 平成17年国勢調査より作成

第1次産業就業者数は、明日香法制定時(昭和55年)の半数に減少しているが、近隣自治体に比べ、第1次産業就業者数の割合は高い。

# 明日香法に関連する各種施策の実施

## ● 耕作放棄地や荒廃森林の増加

- ・ 経営耕地面積は明日香法制定当時(昭和55年)には496haあったが、平成17年には255haとおよそ半分にまで減少している。
- ・ 平成17年及び19年の明日香村調査結果では、農地に占める遊休地及び放棄地の割合がそれぞれ26.4%、16.9%を占めている。
- ・ 森林の88.6%を針葉樹人工林が占めており、間伐等の手入れが遅れている森林が増加している。



田園景観・里山景観への影響が懸念される。

農地の活用状況

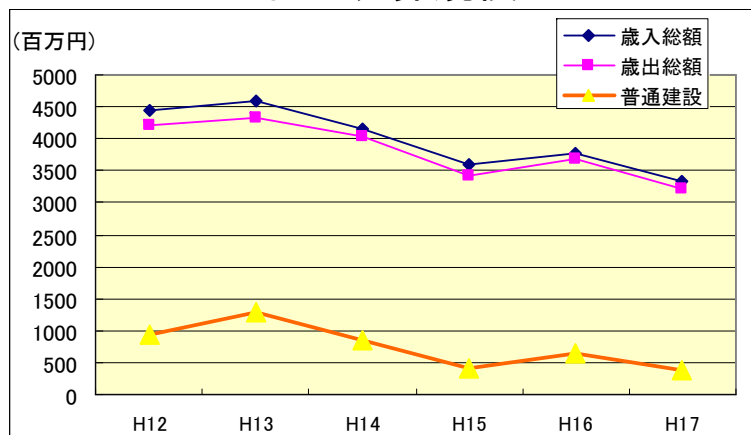
森林の樹種構成

# 社会経済情勢に伴う変化

## ● 厳しい村の財政

- ・ 歳入、歳出ともに減少傾向にある。
- ・ 歳入の内、市町村税が占める割合が約10%と低い状況にある。
- ・ その一方で、地方交付税が占める割合が約36.2%と高く、地方交付税への依存率が高い。
- ・ そのため、財政力指数が0.27(H16~18の3ヶ年平均)と小さく、近隣自治体と比較しても小さい。
- ・ 経常収支比率が100%を超えており、財政が硬直化している。

村の決算規模



財政力指数の比較

3ヶ年平均(H16~18)	
明日香村	0.27
橿原市	0.68
桜井市	0.54
高取町	0.38
大淀町	0.50
奈良県平均	0.44

財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額  
出典: 奈良県資料(奈良県市町村要覧)

近隣自治体との財政状況の比較

H18年度(%)	歳入に占める市町村税比率	歳入に占める地方交付税比率	経常収支比率
明日香村	10.2	36.2	101.2
橿原市	40.3	15.0	95.8
桜井市	29.0	25.3	104.1
高取町	20.3	36.5	103.5
大淀町	23.3	26.6	96.4
奈良県平均	35.4	22.6	97.9

出典: 奈良県資料(奈良県市町村要覧)

# 社会経済情勢に伴う変化

## ● 基金運用益の低下

- ・ 明日香法に基づいて設けられている明日香村整備基金に関しても、金利水準の大幅な低下に伴い、その運用益が近年低下している。
- ・ 特に、平成3年度以降、基金運用益の低下が著しく、平成20年度の基金運用益は平成3年度当時の約18%にまで減少している。

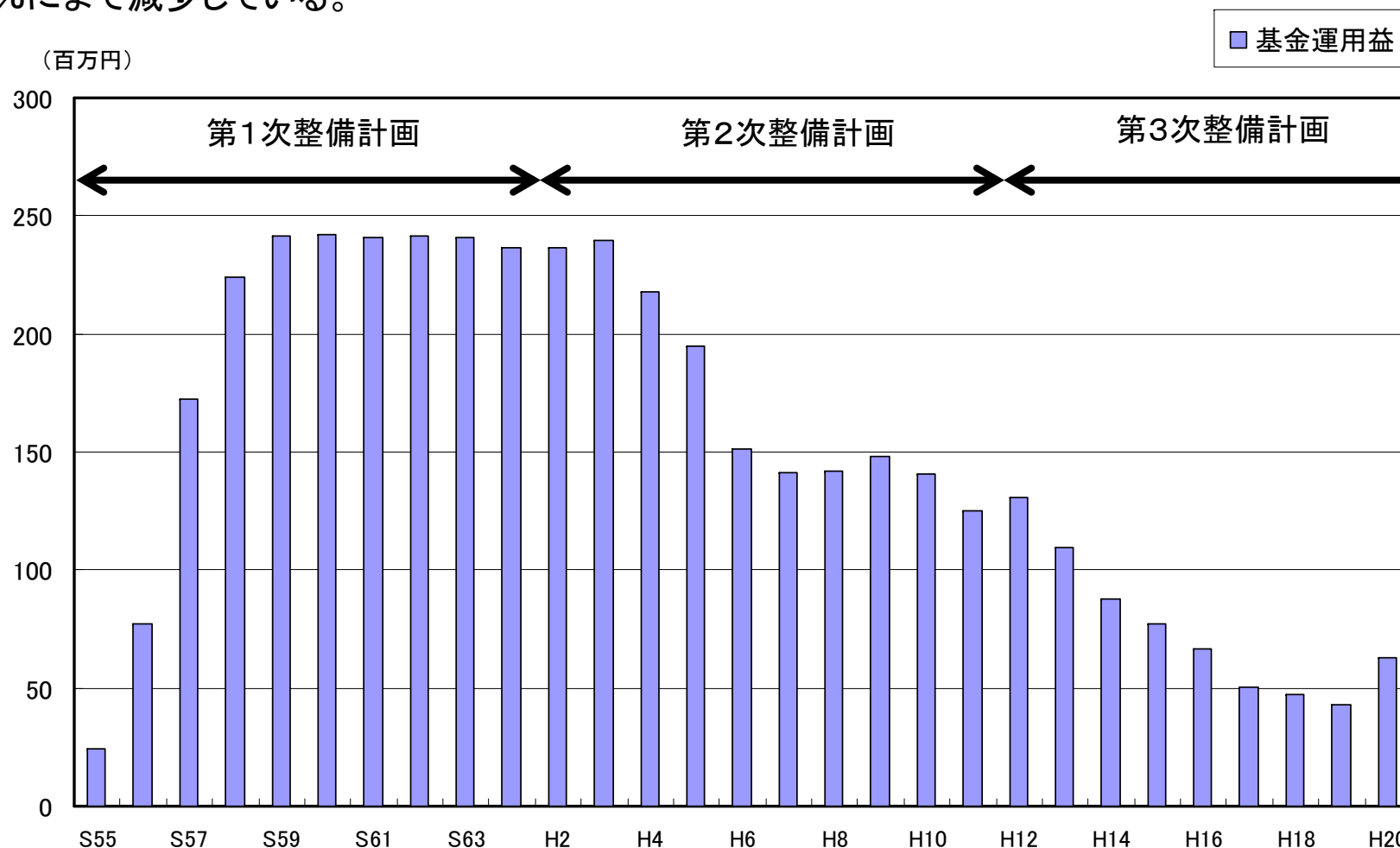


図 明日香村整備基金の運用益の推移

出典: 明日香村資料より作成

# 社会経済情勢に伴う変化

## ● 移住希望者、就農希望者の増加

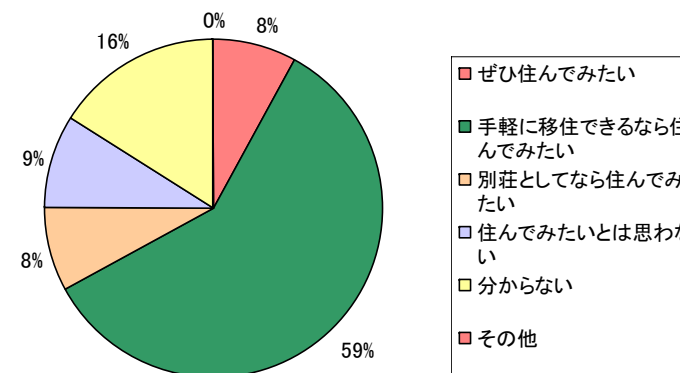
- ・ 明日香村の歴史的風土の持つ魅力を背景に、移住や就農希望者に係る潜在的な需要は高い。

### 《平成17年度定住意向調査》

- ・ 回答者の約67%が、明日香村への移住を希望している。
- ・ 回答者の約19%が、明日香村での就農を希望している。

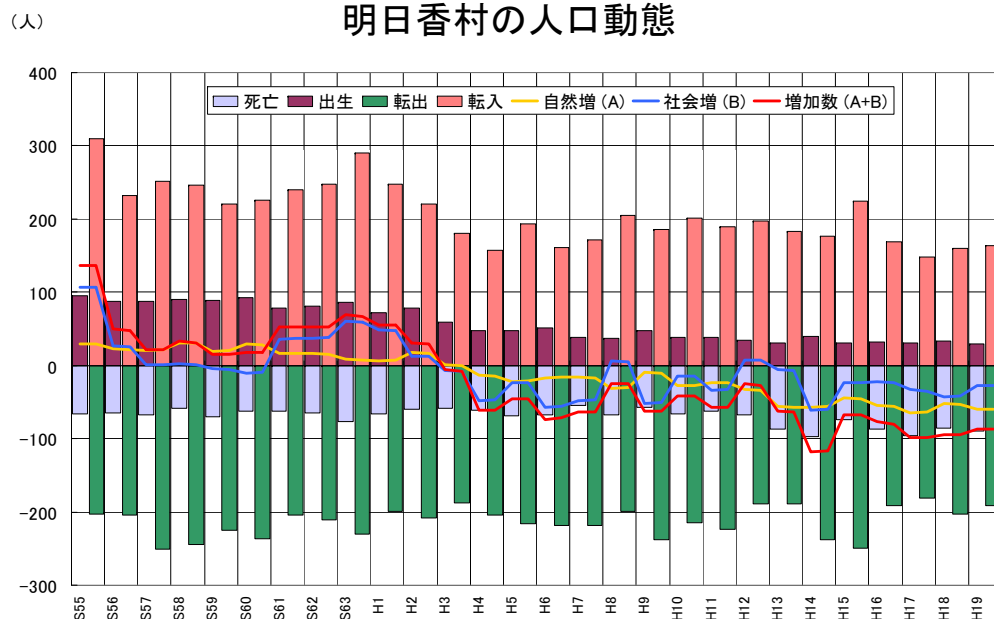
明日香村への移住・就農に係る潜在的な需要が高い反面、人口誘導には結びついていない状況が見られる。

明日香村への移住意向



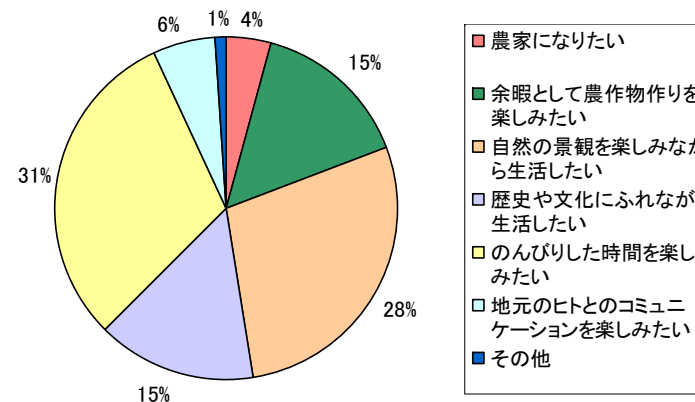
出典:「明日香村地域活動参加推進方策検討調査」  
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課、平成18年3月

明日香村の人口動態



出典:明日香村資料より作成

明日香村での生活目的



出典:「明日香村地域活動参加推進方策検討調査」  
国土交通省都市・地域整備局公園緑地課平成18年3月

# 歴史的風土の保存の状況

## ● 景観

- ・ 明日香法制定後30年近くが経過しようとしている今も全体としては歴史的風土が概ね良好に維持保存されている。

- ①甘樫丘など歴史的な眺望点からの眺望景観
- ②史跡などの歴史的要素が周辺と調和した景観
- ③農地・集落・丘陵・山地が調和した景観
- ④棚田や里山などのふるさと景観

### 明日香の歴史的風土



①甘樫丘からの眺望



②史跡の周辺景観



③農地・集落・丘陵・山地が調和した景観



④棚田・里山などのふるさと景観

- ・ 歴史的風土や周辺の景観になじまない建築物や工作物等の個別の課題が散見される。

- ①明日香法制定以前から残されている工作物等
- ②史跡等に近接している広告物や自動販売機
- ③伝統的な街並みにおける電線・電柱
- ④空地や雑種地、資材置場の点在

### 歴史的風土や周辺の景観になじまない建築物や工作物等



①明日香法制定以前から残されている工作物



②史跡等に近接する広告物、自動販売機



③伝統的な街並みにおける電線・電柱



④空地、資材置場の点在

- ・ 不作為による農地や樹林地の荒廃など土地利用等の課題も見られる。

- ①集落周辺や山裾部における竹林の拡大
- ②樹林地の大半にあたるスギ・ヒノキ人工林の荒廃
- ③平地水田における耕作放棄地の点在
- ④棚田・山裾部における耕作放棄地の拡大

### 歴史的風土の劣化につながる土地利用等の課題



①竹林の拡大



②人工林の荒廃



③平地水田における耕作放棄地の点在



④棚田・山裾部における耕作放棄地の拡大

# 歴史的風土の保存の状況

## ● 市街化区域内の土地利用の状況

- 適切な土地利用を誘導すべく明日香法制定以前から市街化区域が設定されている。
  - ①飛鳥駅周辺を中心とした地区
  - ②岡・島庄集落を中心とした地区
- 市街化区域内ではミニ開発や耕作放棄地により農地が虫食い状に散在している状況なども見受けられる。

### 市街化区域内における土地利用上の課題



①大規模な耕作放棄地



②沿道の宅地開発

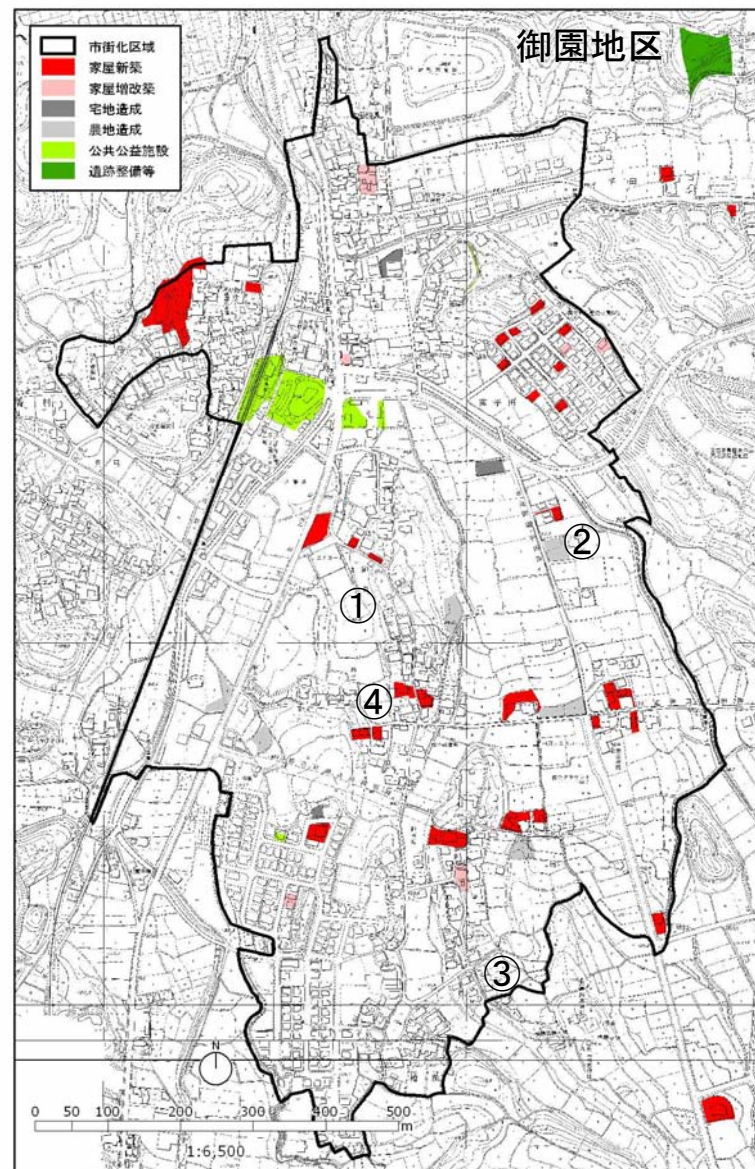


③買入地周辺の耕作放棄地



④集落周辺のミニ開発

### 市街化区域内の開発動向(1997~2007)

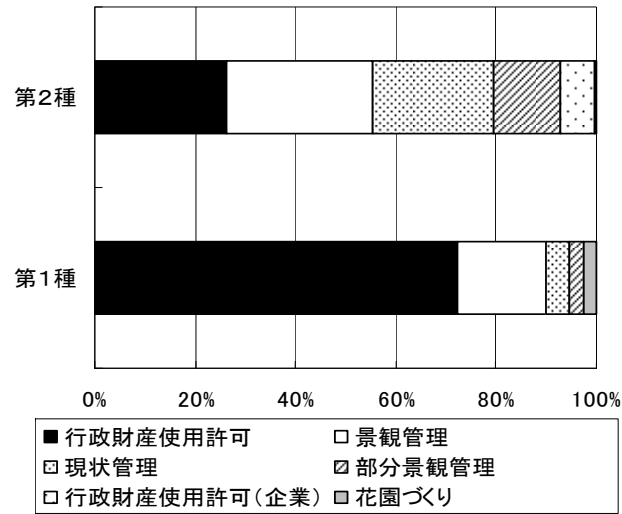




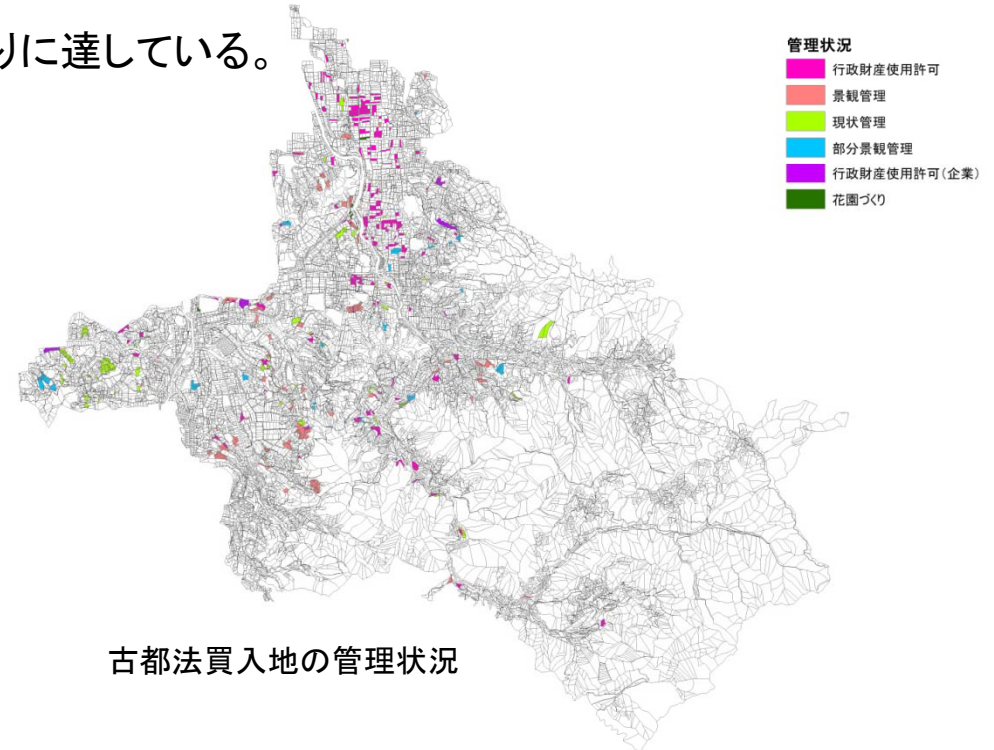
# 歴史的風土の保存の状況

## ● 買入地の管理水準の低下

- ・ 古都保存法による買入地は、現在では50ha余りに達している。



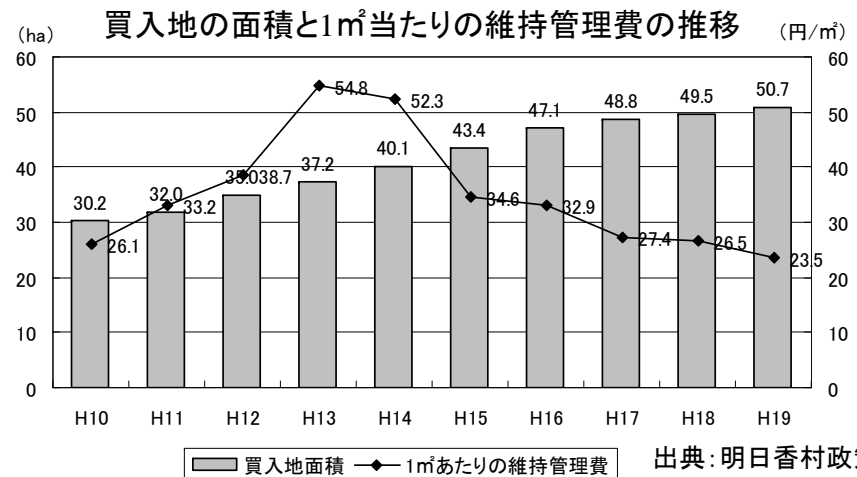
歴史的風土保存地区種別の管理状況



古都法買入地の管理状況

- ・ 第1種歴史的風土保存地区においては、主に地元集落への行政財産使用許可によって田園景観の維持に寄与するよう活用されている。

- ・ 古都法買入地面積の緩やかな増加の一方で、維持管理費の減少、広範囲に点在していること等が管理水準の低下をもたらしている。



出典：明日香村政策調整課

# 歴史的風土の保存の状況

## ● 伝統的な街並み

### 岡集落の例

岡寺が江戸時代中期から後期にかけて盛んになった西国巡礼の札所となり壺阪寺から長谷寺に向かう道筋と参道・門前の一角を中心に、定期市や商家、旅籠屋が軒を並べることで発展し、おかげ参りや、古墳めぐり、交通の発達など形を変えながら栄えたが、大正末期～昭和初期の恐慌にともなって衰退。昭和40年代にはじまる飛鳥ブームまでひっそりとその景観が残されてきた。

岡集落の街なみの現状



街道筋の景観



岡寺への参道



水路や格子の連続



町屋を活かした店舗



岡集落の位置

# 歴史的文化的遺産の状況

## ● 発掘調査の状況

- ・潜在的価値の高い歴史的文化的遺産が広範囲に分布。  
(国指定特別史跡3件、国指定史跡17件(平成17年8月現在))

遺跡の状況

	古墳	寺院跡	宮殿跡	庭園跡	瓦窯跡	城跡	集落跡	遺跡散分地	その他	合計
箇所数(箇所)	345	17	9	10	9	15	8	38	14	465
面積(ha)	10	63	53	4	2	43	11	110	32	327

- ・明日香法制定後も新たな考古学上の発見が相次ぐ。



キトラ古墳壁画  
(十二支像 寅)

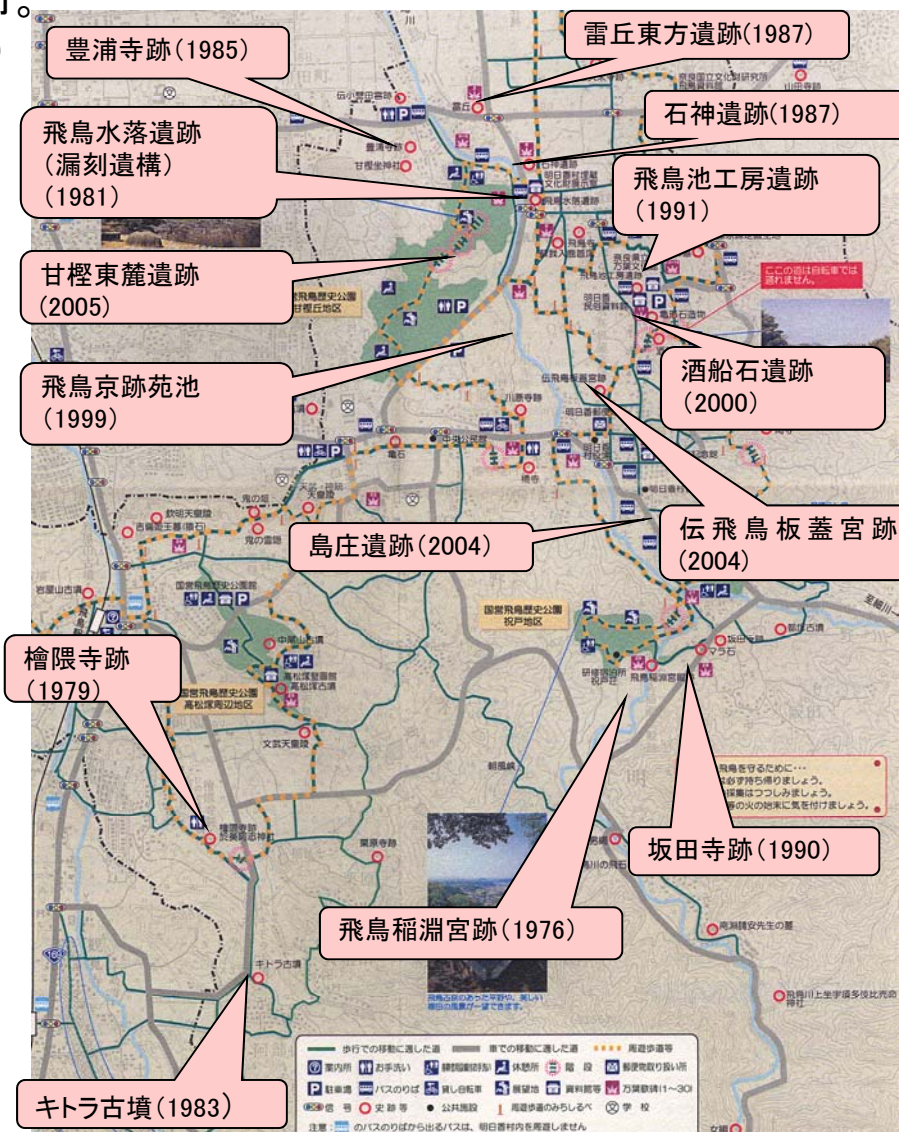


酒船石遺跡  
(亀型石造物)



甘樫東麓遺跡

明日香法制定以後の遺跡の発見状況



※()内は最初の調査年度

# 歴史的文化的遺産の状況

## ● 文化財に関する現状

- ・ 明日香村は、村全域にわたり宮跡、寺跡、古墳など、重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、周辺に広がる田園的な自然景観、伝統的な集落景観と相俟った特徴的な地域であり、村民の生活環境の確保、歴史的風土の保存、全村まるごと博物館構想等との整合のとれた文化財の保存を図るべく、明日香村総合管理計画を策定している。

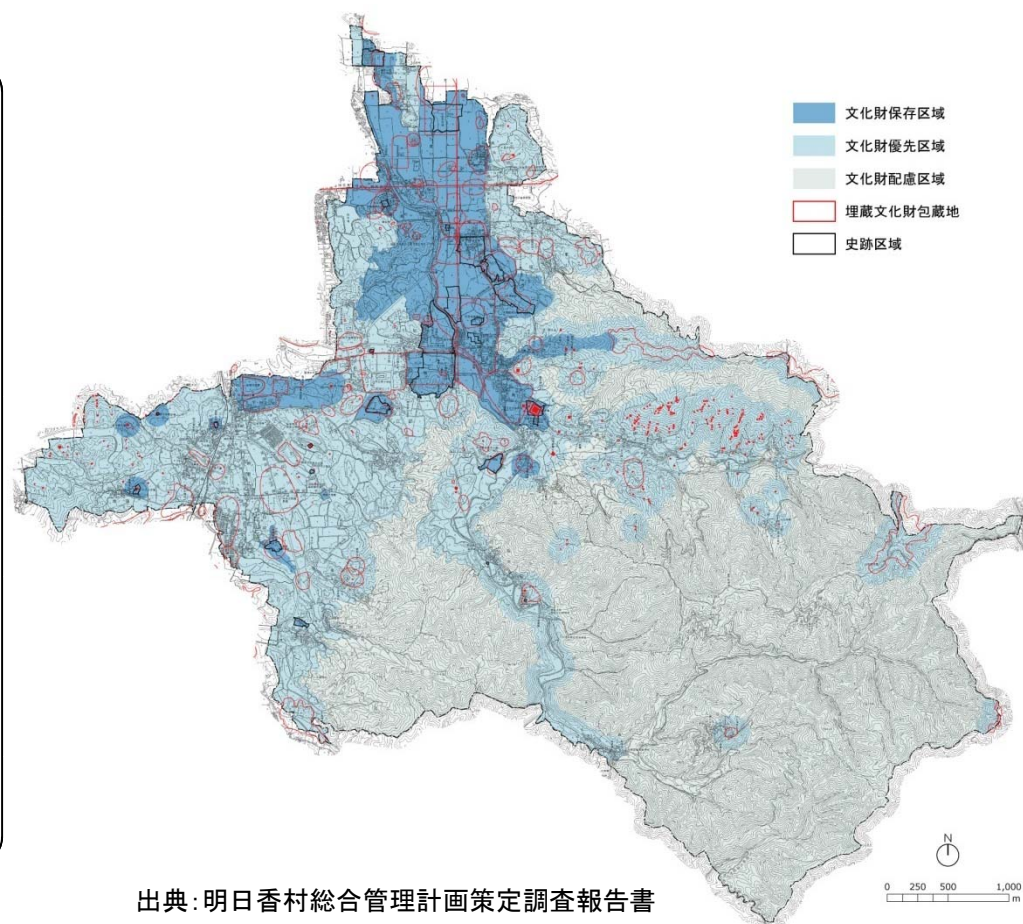
明日香村保存管理計画の概要

### 明日香村総合管理計画の枠組み

文化財保存管理マスタープランとして村全体を各遺跡、各地域の特性に応じてゾーニング（文化財保存地区、同優先地区、同配慮地区）を行い、史跡、重要遺跡等を含む文化財保存地区においては、さらに史跡区域内および周辺について、地域の実情に応じた地区別保存管理計画を定める。

	区域の概念	対象地
文化財保存区域	文化財の保存を最優先する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡区域（未告示含む）</li> <li>・ 第一種歴史的風土保存地区</li> <li>・ 史跡指定をすべき重要遺跡</li> <li>・ 陵墓・陵墓参考地</li> </ul>
文化財優先区域	文化財の保存を優先する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保存区域の周辺100mの範囲</li> <li>・ 古墳</li> <li>・ 奈良県遺跡地図による埋蔵文化財包蔵地</li> <li>・ 埋蔵文化財包蔵地の周辺100mの範囲</li> <li>・ 標高150m以下の区域</li> </ul>
文化財配慮区域	文化財の保存に配慮する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記以外の区域</li> </ul>

文化財の分布と区域

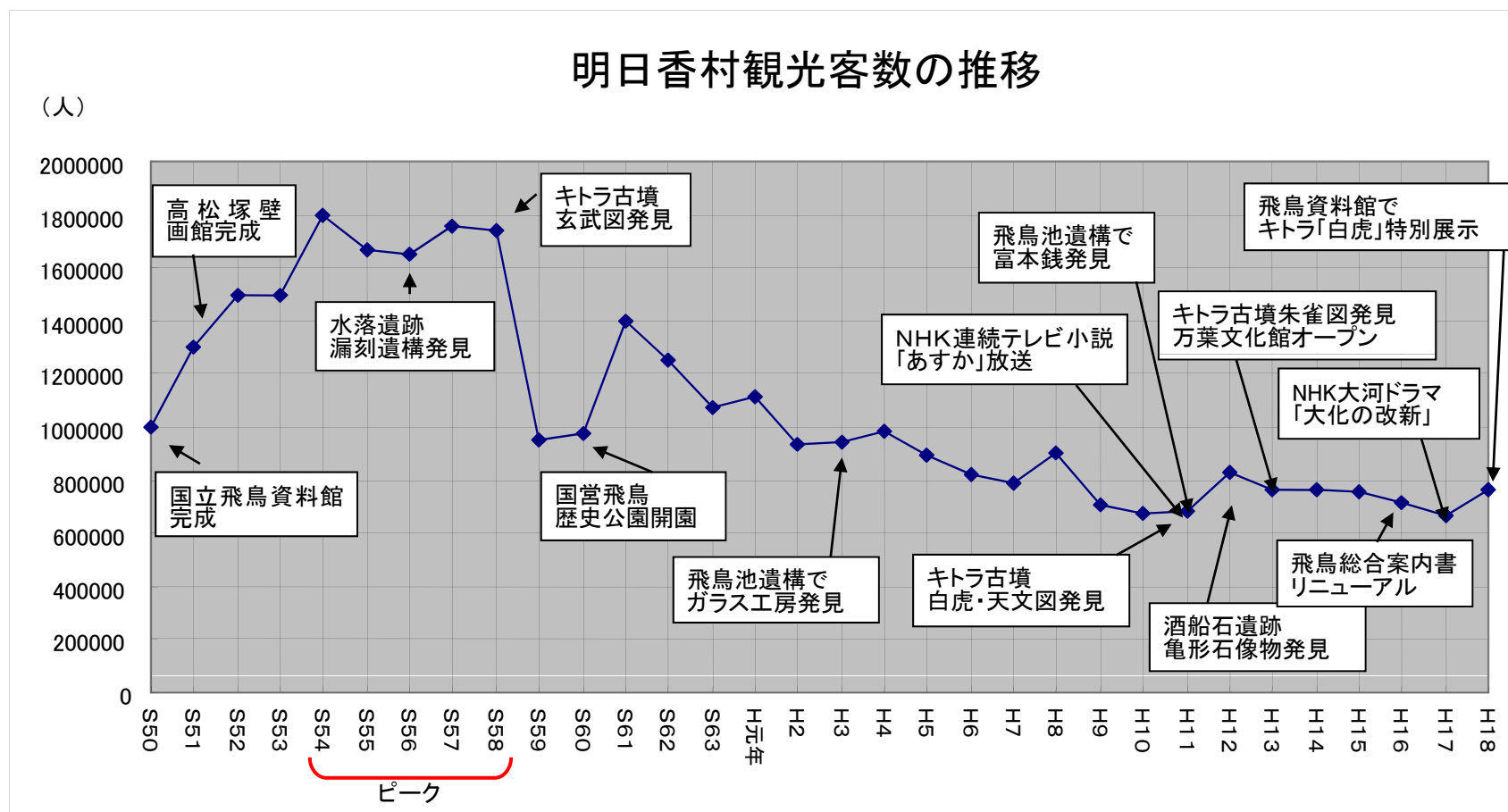


出典：明日香村総合管理計画策定調査報告書

# 観光や交流の状況

## ● 観光客の減少

- 明日香村を訪れる観光客数は、高松塚古墳壁画が発見された後、いわゆる飛鳥ブームとなった昭和50年代のピーク時には年間約180万人を越えた。その後、昭和60年代前半に国営飛鳥歴史公園の開園、平成3年の飛鳥池遺構の工房の発見、平成10年代のキトラ古墳の壁画発見や酒船石遺跡の亀形石造物の発見などの文化財の新しい発見等の直後は観光客数が増加するものの、全体として減少傾向にあり、現在は約70万人前後で推移している。

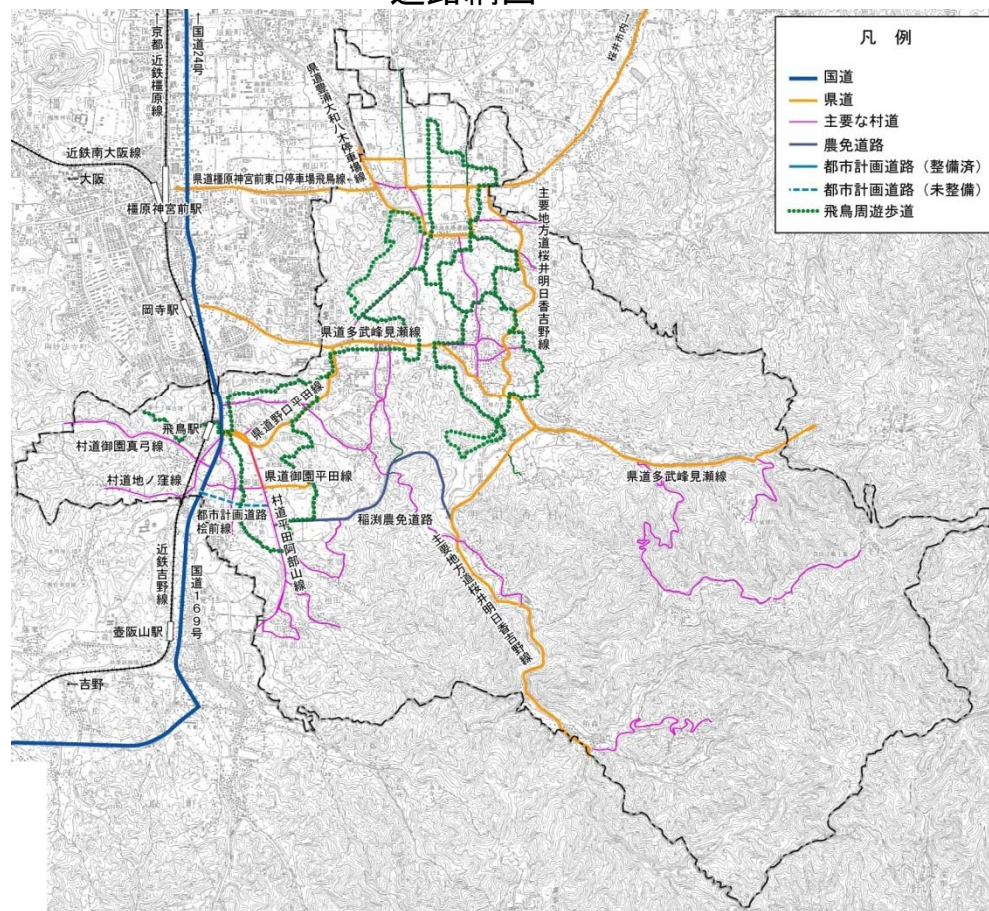


# 観光や交流の状況

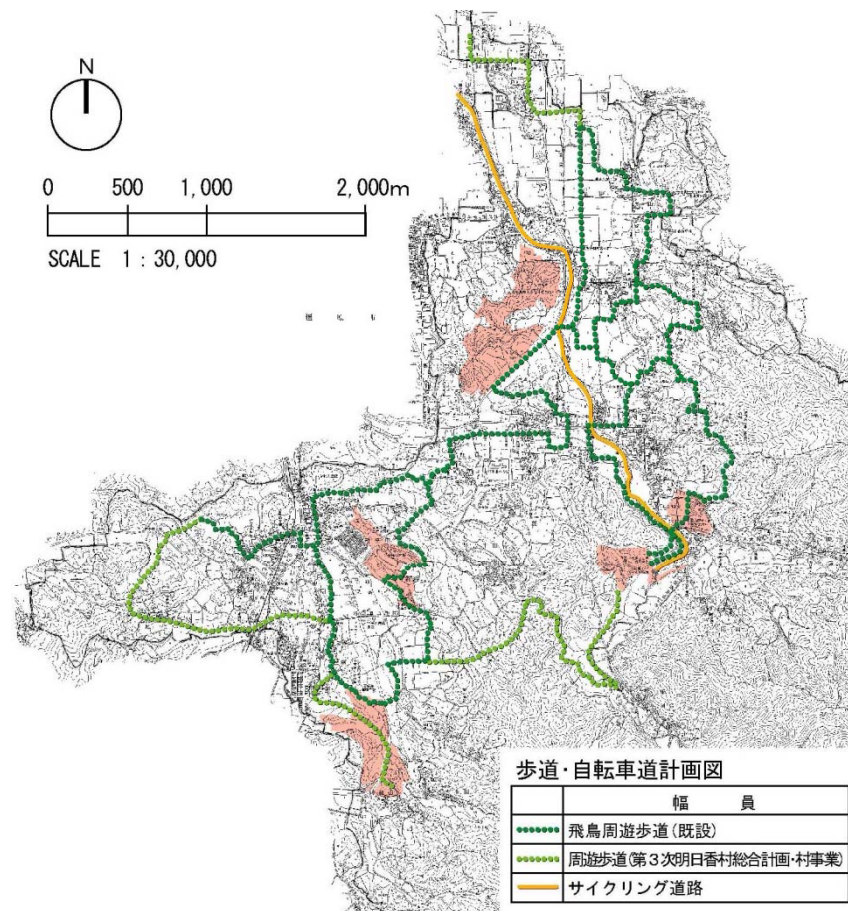
## ● 交通体系の現状

- ・ 明日香村の公共交通機関となる近鉄吉野線「飛鳥駅」まで、大阪から約45分、京都から約70分
- ・ 村内を南北に国道169号が通過するほか、県道、村道が整備されている
- ・ 村内の観光周遊は徒歩(約45%)、自転車(約23%)、自動車(約16%)が主体であり、その他「かめバス」や路線バスの利用者(約4%)、貸切バス(約5%)による(平成20年度国営飛鳥歴史公園利用実態調査結果)
- ・ これらの自動車、自転車、歩行者などの交通体系の計画的、体系的な取組みが求められている。

道路網図



歩道・自転車道計画図【第3次明日香村整備計画】



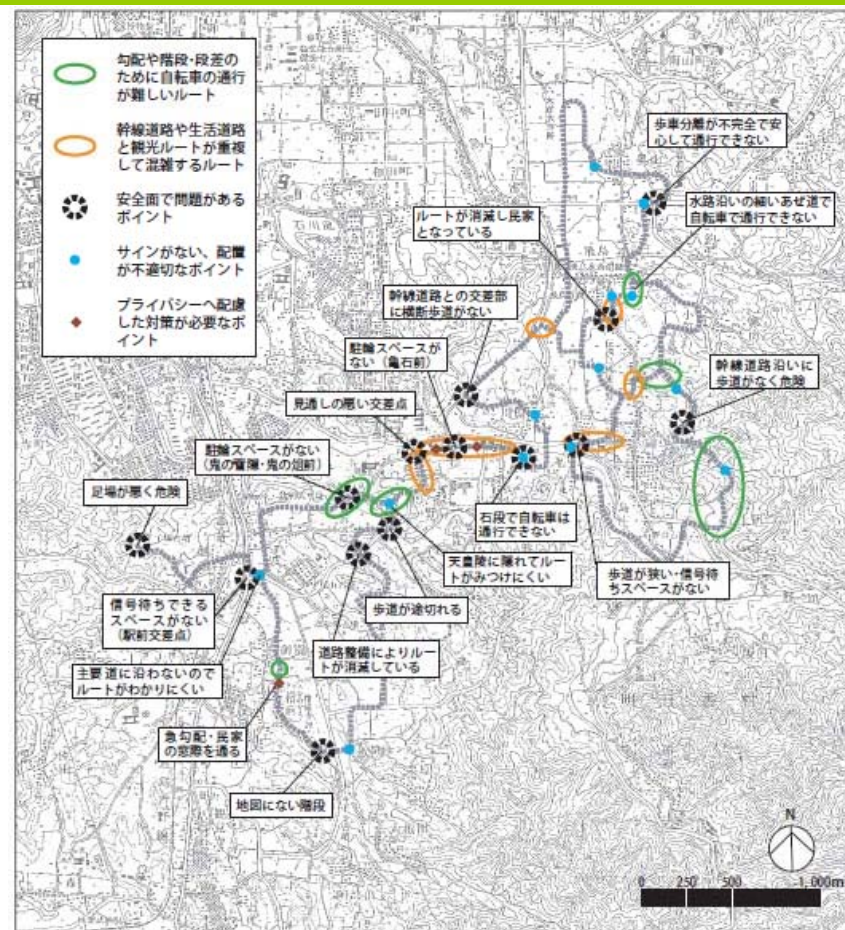
# 観光や交流の状況

## ● 周遊歩道の現状

- 昭和45年の閣議決定に基づき、主要拠点間を結びつけるものとして設けられた周遊歩道は、舗装等の老朽化、バリアフリーなどの機能等の点で課題を抱えており、飛鳥らしい歴史的風土を散策・享受するための施設として、十分に活用されているとはいえない状況

### 周遊歩道に関する課題

ルート	工事、開発に伴うルートの分断・消滅
移動	歩車分離の不完全、異なる観光交通手段の交錯 自転車道の未整備、駐輪スペースの不足 交差点の見通しが悪い、信号待ちスペースがない
バリアフリー	急勾配や階段についての情報提供の欠如
誘導	適切な箇所にサインがない サインの統一性の欠如 サインの劣化、破損による判読不能
便益施設	休憩施設、トイレ、食事・買い物のできる場所の不足
景観	沿道での景観的配慮の不足
情報提供	小さな史跡、発掘中及び埋め戻し後の文化財への解説不足
プライバシー	沿道民家の庭先や窓際を通過する箇所がある
ルート設定	史跡巡りに特化しており、近年多様化するニーズに対応できていない
利用促進	現在特に利用促進策が講じられていない 観光マップ上の表記が統一されていない(名称、ルート等)



現在課題箇所



■信号待ちや観光ポイント前のスペースの不足 ■工事、開発に伴うルートの分断・消滅 ■沿道民家へのプライバシーの配慮

# 観光や交流の状況

## ● にぎわいの街特別用途地区の現状

### ○大和都市計画にぎわいの街特別用途地区

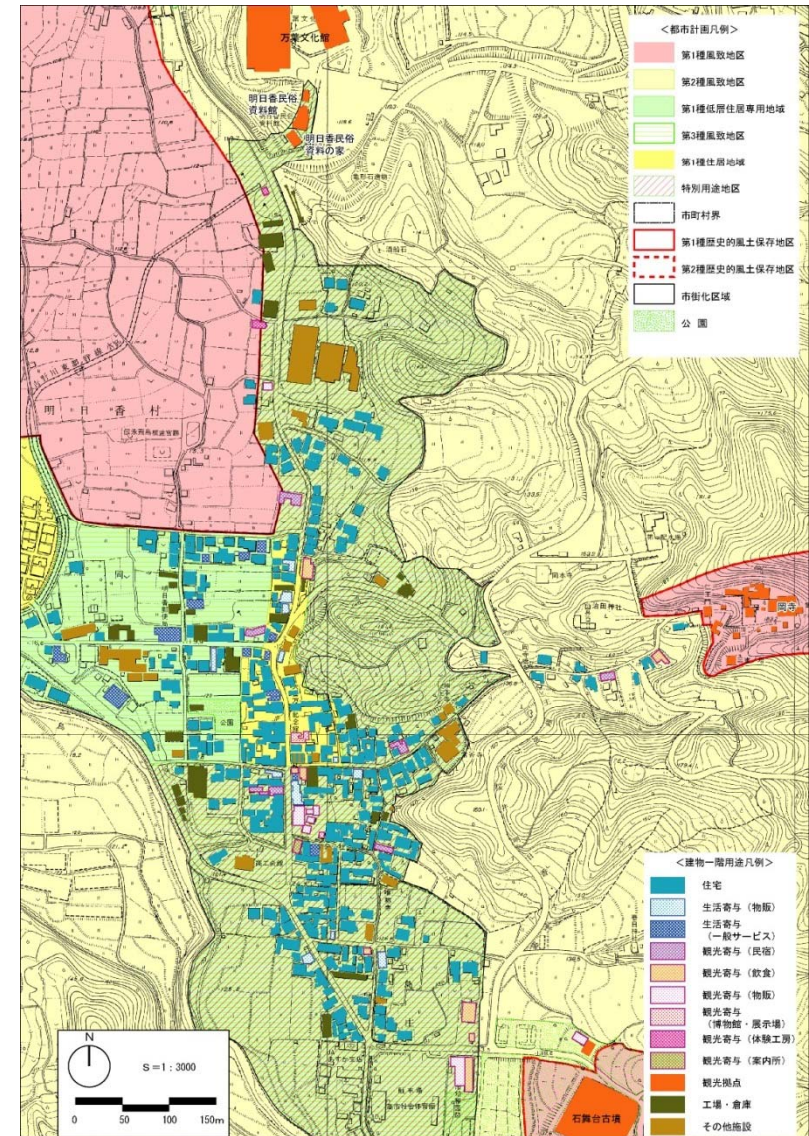
- ・面積: 約18.4ha(平成13年5月15日計画決定)
- ・目的: 歴史的風土や豊かな自然環境との調和を図り、良好な都市環境の確保に努めることに配慮し、より合理的な土地利用(観光関連施設の誘導)を推進

### ○明日香村にぎわいの街建築条例

- ・施行: 平成13年5月14日
- ・目的: 明日香村にぎわいの街の育成を図るとともにその環境の保全を図るため、建築基準法第49条第2項の規定に基づき、建築物の建築等の制限の緩和に関し必要な事項を定めること

#### 「にぎわいの街特別用途地区において建築可能な条件」

- 1 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの
- 2 食堂又は喫茶店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。)の適用を受けるものを除く。)でその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの
- 3 自家販売のための食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限り、かつ、原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)
- 4 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房及びそれらの展示又は体験製作の用途に供するもの
- 5 博物館、資料館その他これらに類するもの
- 6 ホテル又は旅館(風営適正化法の適用を受けるものを除く。)
- 7 観光案内所、観光客のための休憩所その他これらに類するもの



にぎわいの街特別用途地区における建築物用途



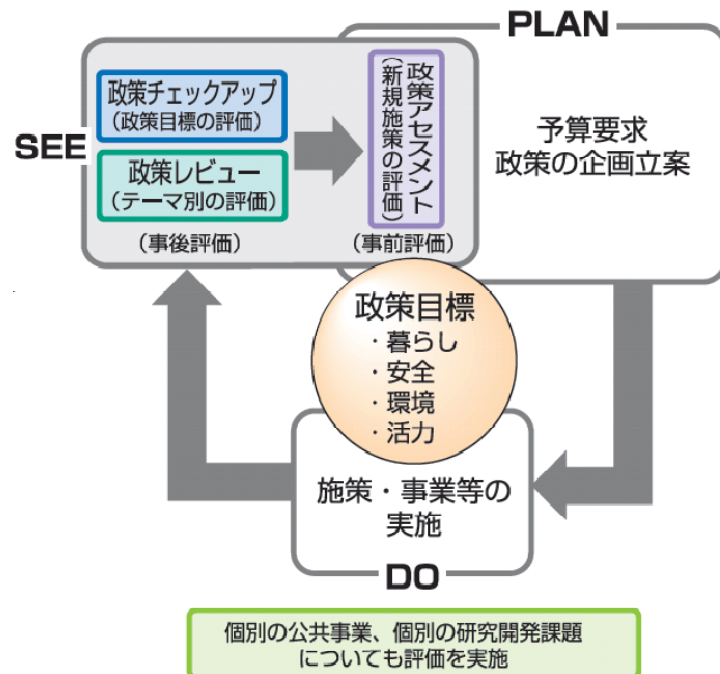
# 今後の支援のあり方

## ● マネジメントシステムについて(参考)

### ○ 国土交通省における政策評価

国土交通省では、国民のニーズに沿って戦略的に行政運営を行うため、政策評価を導入。

政策のマネジメントサイクルにより、実施した施策・事業等の効果や問題点を把握し、政策の企画・立案に活かすことが可能。

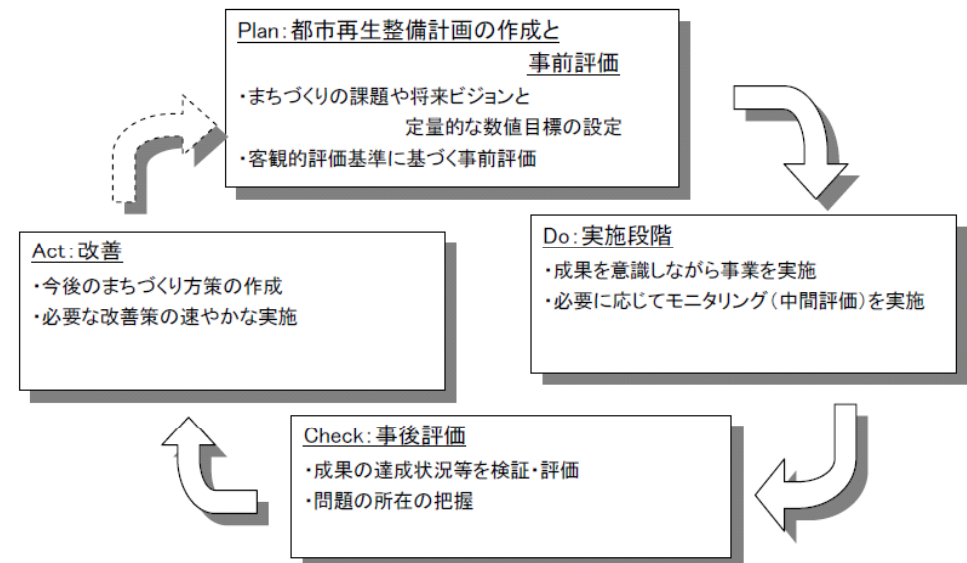


### 政策のマネジメントサイクル

「国土交通省の政策評価パンフレット(国土交通省政策統括官付政策評価官室)」より

### ○ まちづくり交付金の事業評価

まちづくり交付金では、市町村が事前にまちづくりの目標や指標を設定し、事後評価において達成状況等の確認や成果を踏まえた今後のまちづくり方策の作成を行うなど、事後評価を重視。



### まちづくり交付金におけるPDCAサイクルの考え方

「まちづくり交付金評価の手引き平成20年度版(国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課 都市総合事業推進室)」より